田丁村通報

(町村の購読料は会費)の中に含まれております)

3262号

第3262号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 発行人 横田真二: 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 https://www.zck.or.jp/



全国町村長大会特集

第3262号

こども・子育て政策の強化、農業・農村 政策の一体的な推進、森林環境譲与税 の見直しに関する特別決議等を採択

~926町村長の総意を結集~



由民主党幹事長、渡部孝樹全国町村議会議長会会長郎デジタル田園都市国家構想担当大臣、茂木敏充自長浜博行参議院副議長、鈴木淳司総務大臣、河野太賓の岸田文雄内閣総理大臣、額賀福志郎衆議院議長、賓の岸田文雄内閣総理大臣、額賀福志郎衆議院議長、賓の岸田文雄内閣総理大臣、額賀福志郎衆議院議長、全国町村会は11月15日正午から東京・渋谷のNH全国町村会は11月15日正午から東京・渋谷のNH

など約1、500名が出席した。

全力を尽くす所存である」と決意を述べた。全力を尽くす所存である」と決意を述べた。と連携しながら、地域経済の再生・回復を図るため、として深刻な状況にある。『デフレ完全脱却のためとして深刻な状況にある。『デフレ完全脱却のためとして深刻な状況にある。『デフレ完全脱却のためとして深刻な状況にある。『デフレ完全脱却のためと連携しながら、地域経済の再生・回復を図るため、大会は棚野孝夫副会長・会長代行(北海道白糠町大会は棚野孝夫副会長・会長代行(北海道白糠町

出席の来賓からそれぞれ挨拶があった。出席の来賓からそれぞれ挨拶があった。出席の来賓からそれぞれ挨拶があった。出席の来賓からそれぞれ挨拶があった。この後来賓挨拶に移り、岸田内閣総理大臣が「町この後来賓挨拶に移り、岸田内閣総理大臣が「町この後来賓挨拶に移り、岸田内閣総理大臣が「町この後来賓挨拶に移り、岸田内閣総理大臣が「町この後来賓挨拶に移り、岸田内閣総理大臣が「町

个した。 員154名(代理を含む)のうち、本人出席者を紹員154名(代理を含む)のうち、本人出席者を紹善このほか大会に臨席した衆議院議員及び参議院議 3 2023年(令和5年)12月4日

報

の岡﨑昌之氏が登壇が とした全国の町村の存在無くして、これからの日本の存続はあり得な ここで町村への応援メッセージをいただくため、 町村のさらなる発展を期待している」と激励した。 三 近 い が町村の課題解決の優位性を保っている。 『現場に近い』、 『住民に近い』、 法政大学名誉教授 『職員と近い』 生き生き

委員会関係については、 の決議案は原案のとおり決定された。 については特別決議として上程することを説明し、各委員会それぞれ の確立」及び「森林環境譲与税の対象となる森林面積割合の見直し」 決議等のほか、 □県和木町長) とを説明した。経済農林委員会関係については、米本正明委員長(山 の推進等」については特別決議として上程することを説明した。 説明した。行政委員会関係については、 減災対策、 交付税等の一般財源総額の確保」に係る決議等のほか、「全国的な防炎・ た17項目の決議案を上程、 を選出し、 その後、 が「東京一極集中の是正等」に係る決議等のほか、 議事に入った。 国土強靱化の推進」については緊急決議として上程するこ 大会議長に矢田富郎副会長・会長代行(石川県津幡町長) 「農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障 が「実効ある経済対策による地域経済の再生」に係る 西本安博委員長 議案については、 政務調査会の各委員会委員長が提案理由を 宮田秀利委員長 (奈良県安堵町長) 大会運営委員会で決定し 「少子化対策 (福島県塙町 が「地方

関する特別決議」について田島健一副会長・会長代行(佐賀県白石町 特別決議」、 適宜有効な方法で行うことを決定し、 の実行運動方法については、 会要望も一括採択された。これらの決議及び要望事項を実現するため 立等に関する特別決議」及び「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに 続いて、「少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する が提案理由を説明し、 「農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確 満場一致で決定された。さらに35項目の大 地元選出国会議員 閉会した。 政府要路に対して

道関係者の理解と協力を求めた。 大会終了後の記者会見で、 緊急決議・要望等は、 国会の関係の皆さまに強く働きかけていく」と述べ、 全国926の町村長の総意であり、 吉田会長は 「本日採択いただいた特別決

会長あいさつ

2023年(令和5年)12月4日 4

積極的な少子化対策と 持続可能な農林水産業の推進を求める



全国町村会長

#: ||| 隆

行

げます。

こ参集いただき、心から感謝申し上げます。

また、全国の町村長の皆さま方には、

かわらず、ご臨席を賜り、

厚く御礼申し上

来賓各位には、

政務ご多端の折にもか

しましたところ、岸田内閣総理大臣はじ

本日ここに、全国町村長大会を開催いた

い申し上げます。 ますので、引き続き、 回復を図るため、全力を尽くす所存であり も、政府と連携しながら、地域経済の再生 要があります。全国町村会といたしまして 果をすべての国民に、一刻も早く届ける必 シップのもと、「デフレ完全脱却のための総 ます。こうした中、岸田総理の強いリーダー の影響により、 合経済対策」を取りまとめていただきました。 御礼を申し上げますとともに、対策の効 我が国の経済活動と国民生活は、 依然として深刻な状況にあり 力強いご支援をお願 物価高騰

ればなりません 的に強化して、少子化傾向を反転させなけ 緊密に連携し、 すべき最重要課題であります。国と地方が 我が国において少子化対策は喫緊に対応 こども・子育て政策を抜本

それぞれの町村では、 地域の未来を担う

報

週

きるよう、安定した地方財源と施策を担 応を求める特別決議をお諮りします。 う人材の確保等について、国に格段の対 本日は、こうした取組を積極的に推進で 環境づくりに懸命に取り組んでおります。 子どもたちが希望にあふれ健やかに育つ

日は、 興のための支援措置等を求める緊急決議 をお諮りします。 大震災も含め被災地域の早急な復旧・復 靱化に向けた取組の一層の推進と東日本 つ、どこでも起こりうる災害に備え、 国各地で甚大な被害が発生しました。 も記録的な豪雨や大型台風等により、 近年、 全国的な防災・減災対策、 自然災害が多発しており、今年 国土強 全 本 ()

についてです。 次に持続可能な農林水産業政策の推進

強く求めてまいります。 ます。このことを前提とした見直しを 農業政策と農村政策は車の両輪であり しに係る政策が議論されておりますが、 現在、食料・農業・農村基本法の見直

は の見直しも必要でありますので、 また、 これらに関する特別決議をお諮りし 森林環境譲与税の森林面積割合 本日

ます。 喫緊の課題であります。

が確実に確保されるよう、国に対し、 き続き強く求めてまいります。 交付税をはじめとする一般財源の総額 政基盤の確保が重要であります。 に取り組むためには、安定的な地方税財 最後に地方税財政についてです。 村が地域の課題解決に向けて積極的 地方 31

まいります。 の責任で確実に補てんすることを求めて 減税による地方交付税の減収に対して さらに、 地方財政へ影響を与えないよう、 総合経済対策における所得税

は

せんか。 積極果敢に取り組んでいこうではありま にして、これらの課題に一致結束して 我々町村長は、 相互の連携を一層強固

といたします。 のご協力をお願い申し上げ、 できますよう、ご参集の皆さま方の格別 本大会が所期の成果をおさめることが 私のご挨拶

水産業を推進するための抜本的な対策は 林業や水産業を含め、持続可能な農林



来賓あいさつ

総合経済対策に盛り込まれた施策の速やかな執行に全力を尽くす



内閣総理大臣

岸田

文雄

とに、心から感謝申し上げます。

の向上に取り組んでいただいておりますこ

日頃から地域社会の発展、そして住民福祉

ます。町村長の皆さま方におかれましては

い申し上げます。 可欠であります。引き続き、よろしくお願 要であり、速やかな執行に全力を尽くして 民の皆さまにお届けすることが何よりも重 対策に盛り込まれた各施策を一刻も早く国 のできる限り早期の成立を目指しますが 制度改革を総動員する、こうした思い切っ めの総合経済対策は、賃上げの原資となる まいります。 など、予算措置のみならず、税制や規制 ル技術等を活用した各種の制度・規制改革 住民税の定額減税や賃上げ促進税制の強 所得を下支えする施策も盛り込み、所得税 企業の稼ぐ力を強化する供給力の強化を最 た内容となっております。今後、補正予貸 も重要な柱とするとともに、国民の可処分 先般、策定しましたデフレ完全脱却のた 人口減少・人手不足に対応するデジタ 町村長の皆さまのご協力が不

開催されますこと、心よりお慶び申し上げ本日は全国町村長大会がこうして盛大に

マイナンバーに関しては、総点検にご協力いただき、誠にありがとうございます。12月上旬に点検結果を取りまとめ、再発防止を徹底したうえで、国民が安心してデジルを徹底したうえで、国民が安心してデジーをできるよう、引き続き連携

今後とも、町村長の皆さま方のご意見に野を傾け、より連携し、政策を一つ一つ果話びに、全国町村会の皆さまのますますのご発展、そしてご列席の皆さまののご健勝を心からお祈り申し上げて、本日のご挨勝を心からお祈り申し上げて、本日のご戻がとさせていただきます。改めて本日は、対とさせていただきます。





来賓あいさつ

全国の町村の取組が我が国全体の 発展に寄与することを期待



衆議院議長

額賀

す。今後、全国の町村が、各地域の個性

特性を最大限に引き出し、地域の実情に沿っ

盤の整備を図るとともに、我が国全体の発

たきめ細かな行政サービスと生活、経済基

の加速化を目指す取組が進められておりま

定され、デジタルの力を活用した地方創生

温志郎

段として、デジタル社会の推進が喫緊の課

少が進行しており、地域の活性化を図る手

現在、我が国では、少子高齢化や人口減

然災害に対して、防災・減災対策を最前線

で進められており、改めて敬意を表します。

力いただき、特に、

頻発化・激甚化する白

ーズへの対応や町村の発展に向けてご尽

題となっております。昨年12月には「デジ

タル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決

町村長の皆さまには、住民の多様化するますことを、心よりお慶び申し上げます。本日、全国町村長大会が盛大に開催され

来賓あいさつ

地域の思いに沿った政策の推進に 町村の取組を後押し 向财。



長 浜

0年以上の長きにわたり、各町村をつなぐ

全国町村会は、大正10年の創立以来10

要として、地方自治の振興に多大な貢献を

されてきました。

博

催されますことを心よりお慶び申し上げ

本日ここに、全国町村長大会が盛大に開

参議院副議長

や伝統・文化を大切に守り育て、地域住民 がら、先人から受け継がれた各地域の自然 に最も身近な存在として、最前線で住民の **直面する様々な困難に果敢に立ち向かいな** この間、全国の町村におかれましては

さまに深い敬意と感謝の意を表します。 ために日々尽力されておられる町村長の皆 町村会を通じた緊密な連携の下、住民の 生活基盤や福祉を担ってこられました。

られた方々のご冥福をお祈りするととも ど、相次ぐ自然災害によりお亡くなりにな ご挨拶に先立ち、記録的な豪雨や台風な 被害に遭われた皆さまにお見舞いを由

第3262号

し上げます。

いたします。

います。 型行政サービスを提供する町など、 的に取り組まれている町村が数多くござ 取り残さない地域づくりを目指して精力 りますが、 も高速通信が可能な車両を活用し、 ティづくりを進める町や、 者を含め誰もが生涯活躍できるコミュニ タル化等への対応が喫緊の課題となってお 人口減少や高齢化に加え、近年ではデジ 全国には、 大学と連携し、 山間部において 誰一人 出張 高齢

ていく、そのように期待いたしております。 て、多様で個性あふれるそれぞれの町村が る議論や調査を重ね、 沿った政策の推進に向け、 されることにより、日本全体が元気になっ その魅力を生かしながら様々な施策を展開 ししてまいります。 参議院といたしましても、 対長の皆さまのリーダーシップによっ 皆さまの取組を後押 委員会等におけ 地域の思いに

お祈りいたしまして、 の皆さま方のますますのご活躍とご健勝を 結びに、 本日の大会のご成功と、ご列席 私のお祝いの言葉と

> 少子化対策の推進 防災・減災対策、国土強靱化の推進災害からの復旧・復興、全国的な 地方創生の更なる推進、 情報通信基盤の整備促進と デジタル化施策の推進

こども・子育て政策の強化

地方交付税等の 般財源総額の確保

東京 極集中の是正と 分散型の国づくり

森林環境譲与税の譲与基準の見直

地域 からの脱炭素化の推



来賓あいさつ

町村長と意思疎通を図り、 地域の発展に取り組む



総務大臣

鈴木

淳 司

会ですので、総務省の取組につきましても こ紹介させていただければと思います。 本日は、ご挨拶とともに、せっかくの機

地域におけるDX、 り、持続可能な地域社会を形成するために 減少、少子高齢化等が進む中、公共サービ フォーメーションを強力に進めてまいり ス等の維持・強化と地域経済の活性化を図 まず、地域DXの推進については、 デジタルトランス

供できるよう、必要な一般財源総額をしっ かりと確保してまいります。 も・子育て政策の強化など様々な行政課題 に対応しつつ、行政サービスを安定的に提 令和6年度の地方財政については、こど

全国町村長大会の開催にあたり、一言ご

挨拶を申し上げます

方自治発展のためにご尽力いただいている

皆さまにおかれましては、日頃より、

ことに、深く敬意を表します。

体系の構築に向け取り組みます。 源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税 盤となる地方税収の充実確保とともに、 地方税制については、地方分権推進の基

治体の取組を支援してまいります。

ŧ 賜りますよう、お願い申し上げます。 本年末の税制改正プロセスにおきまして 地方税財源の確保に、 力強いご支援を

は、 します。 所得税と個人住民税の定額減税について 個人住民税の減収額は全額国費で補填

て、 地方交付税への影響については、地方の財 政運営に支障が生じないよう、年末に向け また、 財政当局と十分協議してまいります。 所得税の定額減税を行った場合の

に全力を挙げてまいります。 に 消防の充実強化、DXの推進を図るととも 消防については、緊急消防援助隊や常備 消防団を中核とした地域防災力の向上

向け、 トアップ支援制度等の施策を通じ、 また、 地域おこし協力隊やローカルスター 地方への人の流れの創出や拡大に 地方白

> えた支援や、マイナンバーカードの利便性 情報システム標準化に係る団体状況を踏ま の向上、取得環境の整備など、地域におけ るDXを推進してまいります。 れた総合経済対策のもと、地方公共団体の 経済対策については、 今般、 閣議決定さ

ります。 業等を円滑に実施するための地方交付税の 増額についても、しっかり取り組んでまい このほか、地方自治体が本経済対策の事

村長の皆さま方と十分な意思疎通を図りな がら、政策を推進し、 んでまいります。 総務省といたしましては、引き続き、 地域の発展に取り組 ⊞Ţ

期解消

と本日ご臨席の皆さまのご活躍をお祈り申 し上げ、 結びに、全国町村会のますますのご発展 私からの挨拶といたします。

の国づくり 準の見直 総額 の確保 会

副会長

化の推

進

来賓あいさつ

この国の前進に向け努力する



デジタル田園都市国家構想担当大臣

河 野

をしているところです。総務大臣からもお

化、ガバメントクラウドへの移行のお願い

れの自治体の20の基幹業務システムの標準

おりますことに改めて御礼を申し上げます。

現在、地域のDXの推進の中で、それぞ

ナンバー紐付けの総点検にご協力を賜って

ご支援を賜りましたこと、また、今回のマイ

太郎

ります。 については、統一した方が遥かに効率的に 択する前段階の、書類の様式や業務の流れ 緒に点検をさせていただきたいと思ってお 問がありましたら、遠慮なくデジタル庁に バメントクラウドのボリュームディスカウ ます。また、運用経費につきましても、 おりますので、ご安心いただきたいと思い 話がありましたが、この標準化とガバメン お問い合わせいただき、デジタル庁でも ます。ベンダーからの見積もりについて疑 は、国が全部費用を負担することになって トクラウドへの移行の経費につきまして を通じて削減できるように努力してまいり ントやクラウドネイティブのソフト開発等

地方自治は大事でありますが、政策を選

ワクチン接種の推進にあたり、大変ご協力 皆さまにおかれましては、先般のコロナ

第3262号

り申し上げ、ご挨拶といたします。

全国町村長大会のご盛会と皆さまのご健

そしてそれぞれの地域のご発展をお祈

下げていきたいと思っております。を統一し、マイナポータルを通じて自治体に提出できるようにしていきます。統一できるものはしっかりと統一して、コストをなります。来年からは、例えば、保育園のなります。来年からは、例えば、保育園の

また、全国色々なところで公共交通機関の撤退や本数が減少しているところが増えております。自動運転の積極的な導入や第二種免許の規制緩和、そしてライドシェアの導入により地域の足を維持していきたいと思っております。時代に合わせて規制ではなく移動の自由であります。同様に、それぞれの自治体の皆さまが積極的に推進したいかに変えていきたいと思っております。時代に合わせて規制を積極的に変えていきたいと思っております。ぜか皆さまと一緒に、この日本がしっかりと前に進めるように努力していきたいと思っております。でおります。





来賓あいさつ

全国926町村が輝く 新しい日本を目指す



自由民主党幹事長

茂 木

充 戦

が、一日も早い補正予算の成立を期してま 防災・減災、国土強靱化対策として、1・3 いりますので、ご地元での一日も早い執行 いで発生しています。この事態を踏まえ、 によって、とくに地方で大きな被害が相次 兆円を確保しました。 来週から補正予算の審議が始まります また、近年、自然災害の激甚化・頻発化

上げ、党を代表しての挨拶といたします。 しい日本を目指すという自民党の決意を申し 最後に、全国926の全ての町村が輝く新 ているところであります。

にご協力をいただけると大変有難いと考え

策や活動に多大なるご協力、ご理解をいた 皆さまにおかれては、 申し上げます。吉田会長はじめお集まりの だき、心より御礼申し上げます。 全国町村長大会のご盛会、心よりお慶び 日頃よりわが党の政

第3262号

きない課題の一つ一つに結果を出すこと 堅調な結果を残すことができました。物価 で、国民の皆さま、地域の皆さまの期待に で新たな日本へ」という強い決意で臨み、 応えていきたいと思います。 高や少子高齢化、人口減少など、先送りで 今年の統一地方選、わが党は「地域の声

000億円を用意しています。 の中で、「重点支援地方交付金」は1・5 生活者や事業者支援に活用できる予算もら するための補正予算案を決定しました。こ 兆円増額し、自治体が地域の実情に応じて 先週には「新たな総合経済対策」を実行

来賓あいさつ

「まち」「むら」の底力を発揮し、 ともに果敢に行動を



全国町村議会議長会会長

国民

渡部

皆さまと力を合わせ行動してまいる所存で が増す中で、より豊かな町村の発展に向け たしましても、その果たすべき役割と責任

私ども二元代表制の一翼を担う議会とい

孝 樹

おられることに心から敬意を表します。

め、日夜、献身的なご努力と情熱を傾けて

住民福祉の向上と地域の振興発展のた

はじめに、町村長の皆さまには、

日頃か

現状です。 疎化・高齢化が都市部より進んでいるのが 率性や利便性が求められるようになり、 麗な水、澄んだ空気を都市へ供給し、 生活を支えてきましたが、時代とともに効 全国の町村は、安全で美味しい食料

文化や風土が維持されてきたのです。 受け継いだ土地を守り、そこに人々が暮ら とってかけがえのない地域です。先人から し続けることによって、美しい自然や景観 多様な可能性を持つ農山漁村は我が国に ふるさとの誇りを未来へつなぐため、こ

大に開催されるにあたり、町村議会議長を

代表してお祝いを申し上げます。 本日ここに、全国町村長大会がかくも盛

2023年(令和5年)12月4日 16

んでまいります。
う、町村長の皆さまとともに全力で取り組かし、各地域が再び人々の活気で賑わうよれまで取り組んできた地方創生の成果を活

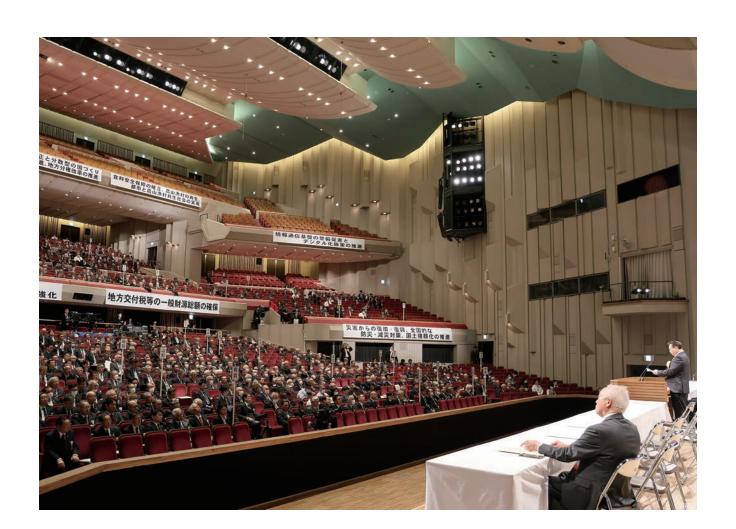
等が本格化してきます。
の予算編成に向け、地方財政対策の議論影響を及ぼしておりますが、これから来年

です。の一般財源総額の確保・充実は必要不可欠していくためにも、地方税・地方交付税等していくためにも、地方税・地方交付税等

ます。 力に要請活動を展開していきたいと存じ 全国町村会と連携を密にし、国に対し強

果敢に行動してまいりましょう。
26の「まち」「むら」の底力を発揮し、致団結して困難な課題に取り組み、全国9

ていただきます。
が念申し上げまして、お祝いの挨拶とさせとご参集の皆さま方のご健勝とご活躍をごとご参集の皆さま方のご健勝とご活躍をごとのただきます。





第3262号

という施策が生まれました。この影響

町村への応援メッセージ Ш 村こそが は課題解決の最生

2023年(令和5年)12月4日 18

おかざき 昌之 法政大学名誉教授

ども総理大臣等からご指摘がありまし ります。例えば少子化対策です。先ほ 町村において、2・0をはるかに超え てみますと、最近では本土の山間部の なっておりました。しかし、よく調べ の離島の町村の出生率の高さが話題に す。かねてより、鹿児島県や沖縄県等 という過去最低になっているわけで 現在の全国の合計特殊出生率は1・26 りません。全国の町村において先行的 都市でその道筋が見つかったのではあ に見てまいりますと、それは決して大 のもございます。それらを現地で丹念 の中でもいくつか道筋が見えてきたも いでしょうか。ただ、そのような課題 地域課題を抱えているのが現状ではな るような取組がいくつか出てきており たが、少子化対策は喫緊の課題です。 な取組が行われていると私は考えてお さて、現下の日本では、さまざまな

ます。 のメッセージを述べさせていただく機 会をいただき、大変光栄に存じており この全国町村長大会の場で、町村へ

ります。 関東、 は、 生が隠岐島前高校を目指したわけであ 状況になっていた隠岐島前高校の再生 制度を立ち上げ、風前の灯火のような 町長や管理職の皆さんが意を決して、 沖合のキロの隠岐諸島の海士町では の町村では、例えば、 すが、若い世代の農山漁村への関心が 保です。ここ十数年のことではありま を成し得ました。この制度を使って 自らの給料を削減しながらも、島留学 高まりつつあります。 もう一つの現在の日本の大きな課題 「小規模高校魅力化プロジェクト」 地域の将来を担う人材の育成・確 関西、あるいは海外からも高校 この取組は文部科学省を動か 島根県の松江の また、いくつか

移住者支援が、その施策の背景にある り、そして若い世代のU・Iターンや 各家庭の状況に寄り添った支援や地域 ます。その取組を見てまいりますと、 たんに支援のお金を配るのではなく 社会における子どもたちの十分な見守

のではないかと思われます。

地域からの脱炭素化の推進

議院合区の早期解消

東京一極集中の是正と森林環境譲与税の譲与基準の見直し

報

は

将来どうなるかという不安に苛ま

れていた全国の小規模高校の学生たちにも大きな希望を与えているところです。また、マスコミ等でも報道されてす。また、マスコミ等でも報道されておりますが、徳島県の神山町では「神出まるごと高専」という私立の高等専門学校が設立されました。今年50名が入学し、ゆくゆくは5学年で200人の学生を受け入れるということですが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からが、その寮費や学費を全国の企業からないます。

私は、このようなことを成し得た町村には三つの優位性があるのではないかと思っております。一つは「現場に近い」、もう一つは「強長に近い」、そして三つ目は「職員と近い」ということではないでしょうか。この三つの「近とではないでしょうか。この三つの「近い」が町村における課題解決の優位性い」が町村における課題解決の優位性があると思います。課題解決の鍵は現場にあると思います。課題解決の鍵は現場にあると思います。こい現場に出かけて課題を共有し、確認することから始まり、住民とし、確認することから始まり、住民と

です。 より、 に近い町村だからこそ可能になるので 考え方をもって、住民を説得すること ら、場合によっては町村長の皆さまの なってくるのではないでしょうか。 その可能性を十分に発揮させることに 事にあたってくれるのは町村の職員で 長の皆さまこそがよくご存知のとおり ただきました。職員の重要性は、 治体の皆さまと行き来し、学ばせてい 近い」です。私はこれまで、多くの自 はないでしょうか。三つ目の「職員と も必要でしょう。しかし、それは住民 の近さを活かし、 町村の職員を信頼し、 町村長の意を体して、実際の仕 さまざまな課題解決が可能と 住民に寄り添いなが 激励をし 町村

明村こそがこうした地域課題解決の最先端です。そして、これからもおります。このような生き生きとした全国の町村の存在無くして、これからもからの日本の存続はあり得ません。からの日本の存続はあり得ません。





決議案 提案理由説明 行政委員会



行政委員会委員長

福島県塙町長 みゃ

であります。

で秀 利

九

きるよう、交付金等の拡充を求めるものであります。

しては、町村が地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を進めることがで

第二に決議の6番目、「デジタル田園都市国家構想交付金等」につきま

通信基盤整備の加速化を通じて、町村のデジタル化への支援を求めるもの 第三に決議の8番目、 「デジタル化施策の推進」につきましては、

その推進を求めるものであります。 自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるよう 第四に決議の9番目、「地方分権改革の推進」につきましては、 町村が

す。 方の意見が、国政の中でしっかりと反映されることを求めるものでありま 第五に決議の16番目、「参議院の合区解消」につきましては、 多様な地

ことを求めるものであります。 国民生活の安全安心を守るため、 第六に決議の最後、「領土・外交問題等」につきましては、 関係諸国に対して毅然とした姿勢で臨む 国の平和と

たしまして、提案理由の説明を終わります。 以上につきまして、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いい

ほど、特別決議としてご提案することとしておりますので、私からは、そ れ以外の六つの決議案について、提案理由をご説明いたします。 はじめに、 決議の1番目、「少子化対策の推進等」、につきましては、 後

地方が、 型国づくりに取り組むことの必要性を訴えるものであります。 第一に決議の5番目、 総力を挙げて、 「東京一極集中の是正等」につきましては、 東京一極集中の是正と地方創生の推進による分散 国と

報

決議案 提案理由説明

財政委員会



財政委員会委員長

。 奈良県安堵町長 西本

をす

博 地方交付税等の一般財源総額の確実な確保を求めるものであります。

ましては、

いくためには、継続的に安定した自主財源の確保が不可欠でありますので

町村が、自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施して

う、支援を求めるものであります。 豊富な再生可能エネルギーを最大限に活かし、全ての意欲ある町村が、 域の特性・実情に応じて、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進できるよ

第三に、決議の10番目、

「地域からの脱炭素化の推進」につきましては、

断固堅持を求めるものであります。 税源に乏しい町村にとって極めて重要な財源でありますので、現行制度の 第四に、決議の15番目、「ゴルフ場利用税の断固堅持」につきましては

化の推進」について、緊急決議として上程いたします。 大きな影響を与えていることから、「全国的な防災・減災対策、 また、毎年全国各地で自然災害が発生しており、住民生活や地域経済に 国土強靱

第一に、 決議の7番目、「地方交付税等の一般財源総額の確保」につき 土強靱化の取組を一層推進できるよう、万全の措置を求めるものであります。

21 2023年 (令和5年) 12月4日

加速と、全国的な防災・減災対策、

国土強靱化の推進」につきましては、

防災・減災対策の強化、国

第一に、

決議の4番目、「東日本大震災、豪雨災害等からの復旧・復興の

大規模災害からの復旧・復興のさらなる加速、

たしまして、提案理由の説明を終わります。 以上につきまして、 町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いい

提案理由をご説明いたします。 ることとしておりますので、



経済農林委員会委員長

山口県和木町長 米 本

あき明

こと」につきましては、

我が国の経済活動と国民生活は、

依然として厳し

「実効ある経済対策による地域経済の再生を図る

地域経済の再生に向けた力強い支援を求めるもの

第一に決議の2番目、

い状況にありますので、

Ě

であります。

係人口」を創出し、都市と農山漁村の共生社会を実現するための対策を求 めるものであります。 社会を実現すること」につきましては、田園回帰を促進するとともに、「関 第二に決議の11番目、 「田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生

進と木材の需要の拡大を通じた山村の活性化を図るための格段の対策を求 めるものであります。 た林業の振興と山村の活性化を図ること」につきましては、 第三に決議の12番目、 「森林整備の促進と国産木材の需要拡大等を通じ 森林整備の促

のであります。 水産業の振興、 むこと」につきましては、漁業者等に寄り添った支援を求めるとともに 水産業支援等の徹底を図るとともに水産業の振興、漁村の活性化に取り組 第四に決議の13番目、「ALPS処理水の海洋放出に伴う、風評対策、 漁村の活性化が極めて重要であり、力強い対策を求めるも

たしまして、提案理由の説明を終わります。 以上につきまして、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いい

面積割合を見直すこと」につきましては、後ほど特別決議としてご提案す 全保障の確立を図ること」及び14番目「森林環境譲与税の対象となる森林 はじめに、決議の3番目「農業・農村政策の一体的な推進による食料安

私からはそれ以外の四つの決議案について、

提案理由説明



全国町村会副会長・会長代行

島

健健

た賀県白石町長

別決議」(案)について、ご提案申し上げます。

はじめに、「少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特

いう深刻な状況に直面しております。 町村においては、このまま少子化が進めば、 地域の存続が危ぶまれると

2023年(令和5年)12月4日

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない、 国と地方が緊密に連携し、こども・子育て政策を抜本的に強化して、 我が国の最重要課題であ

少子化傾向を反転させなければなりません。

特別決議案に掲げた各項目を実現するよう、強く求めるものであります。

関する特別決議」(案)についてです。 「農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に

よって、国は少子化対策とこども・子育て政策の強化を進めるにあたって、

料・農業・農村基本法」の見直しが行われようとしております。 会はかねてから「農業政策」と「農村政策」を一体的に推進することを強 現在、国際情勢の悪化等による、食料安定供給の懸念の高まりを受け、「食 全国町村

く主張してきました。 特別決議案各項目

国は「食料・農業・農村基本法」の見直しにあたり、

の実現を強く求めるものであります。

について、ご提案申し上げます。 続いて、「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議」(案)

森林環境税・森林環境譲与税は、我々町村関係者の、 長年にわたる運動

を経て、創設された貴重な財源であります。

財源の充足には程遠い状況にあります。 財源をもとにした取組は着実に増加しておりますが、 森林整備に必要な

を強く求めるものであります。 このため、必要な森林整備を一層促進するため、森林面積割合の増加等

たしまして、提案理由の説明を終わります。 以上につきまして、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いい

決議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、 自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が加速している状況の中で、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、重要な産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、物価高騰等による国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、度重なる災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生の推進による分散型国づくりに取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、 地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進 する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一. 少子化対策を推進し、こども・子育て政策を強化すること。
- 一. 実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。
- 一.農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を図ること。
- 一. 東日本大震災、豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱 化を推進すること。
- 一. 東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。
- 一. デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生の 更なる推進を図ること。
- 一. 町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 一.情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。
- 一. 地方分権改革を推進すること。
- 一、地域からの脱炭素化を推進すること。
- 一. 田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一. 森林整備の促進と国産木材の需要拡大等を通じた林業の振興と山村の活性化を図ること。
- 一. ALPS処理水の海洋放出に伴う、風評対策、水産業支援等の徹底を図るとともに水産業の振興、漁村の活性化に取り組むこと。
- 一. 森林環境譲与税の対象となる森林・森林面積割合を見直すこと。
- 一.ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。
- 一、参議院の合区を早急に解消すること。
- 一. 領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。 以上決議する。

令和5年11月15日 全国町村長大会

全国的な防災・減災対策、 国土強靱化の推進に関する緊急決議

未曽有の甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、 大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生している。本年も6月から9月の記録的 な豪雨により、全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々町村長に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

よって、全国926町村長の総意として、以下の項目を国に求めるものである。

- 一 国及び自治体の連携、産学官の連携を一層促進し、我が国の総力を結集して、いかなる災害 にも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進すること。
- 一 地震・豪雨等これまでの災害で被災した地域の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。併せて、農林漁業者や商工業者の事業再開等に向け、きめ細やかな支援策を講じること。
- 一 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、激甚化・広域化する自然 災害に対応するため、所要額を確保すること。
- 一 デジタル社会を支える重要な情報通信インフラである光ファイバ等について、条件不利地域 等での公設事業による災害復旧については、道路等と同様の国庫補助制度及び地方債等地方財 政措置を講じること。
- 一 人員の限られた町村においては、国の各地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。
- 一 地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での 防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。

以上決議する。

令和5年11月15日 全国町村長大会

少子化対策の推進とこども・子育て政策の 強化に関する特別決議

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。町村の多くが人口減少の問題を抱えており、このまま少子化が進めば、地域の存続が危ぶまれるという深刻な状況に直面している。

このような中、地域に暮らす若い世代が明るい未来を展望できる社会を実現するため、それぞれの町村では、地方創生の取組等を通して、地域の振興発展と持続可能性を追求している。そして、豊かな自然と地域の人々の見守りのもとで、未来を担うこどもたちが希望にあふれ健やかに育つ環境づくりに懸命に取り組んでいる。私たちは全国各地のこのような取組の積み重ねが、我が国の少子化対策につながるものと確信している。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、国と地方が緊密に連携し、こども・子育て 政策を抜本的に強化して少子化傾向を反転させなくてはならない。

このため、全国926町村長の総意として、下記事項の実現を強く求めるものである。

一 我が国の少子化対策には、市町村が地域の実情や住民ニーズに応じて、創意工夫をこらして取り組んでいることも・子育て支援施策の充実強化が極めて重要であるため、このような取組を積極的に推進することができるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

また、市町村の財政力等によって地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

一 こども・子育て政策の強化を担う保育士をはじめとした人材については、特に地方部において不足していることから、その確保及び育成に対する支援を充実強化すること。

また、各般の政策の制度設計に当たっては、現場の意見を十分踏まえるとともに、市町村が予算措置も含め十分な準備期間を確保できるよう、実施に係るスキーム等を早期に示すこと。

一 若い世代が希望どおり結婚し、安心してこどもを産み育てるためには、雇用機会の確保や所得の向上等生活基盤の安定を図る必要があることから、地域における担い手の確保・育成、雇用環境の整備に向けた取組に対する支援を拡充強化すること。

また、地域少子化対策重点推進交付金の更なる拡充など、国による結婚支援を強化すること。

一 全てのこども・子育て世帯と妊産婦等に、市町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、伴走型 相談支援や産後ケア事業等の実施に係る財政支援及び人材確保に対する支援を充実させること。

また、妊娠や出産後の行政機関等への手続きの負担を減らすため、各種手続や申請等のオンライン化など「こども政策DX」を推進すること。

一 少子化対策の抜本的強化に向けて、「子ども・子育て支援新制度」を拡充強化するとともに、幼児教育・ 保育の無償化について、制度の充実・改善及び対象範囲の拡大を図ること。

また、こども医療費助成事業の全国統一的な制度としての無料化を実施すること。

- 一 いじめ、不登校、貧困やヤングケアラーなど困難な環境にあるこどもや若者への支援を総合的に推進する ため、市町村による相談支援体制整備に必要な財政措置を講じるとともに、専門人材の配置拡充や育成・確 保に対する支援の充実を図ること。
- 一 学ぶ意欲のある全てのこどもが、家庭の環境や経済状況に関わらず、希望する教育を受けることができるよう、高等学校等就学支援金の支給対象拡大や上限額の引き上げ、高校生等奨学給付金や高等教育の就学支援新制度の拡充等、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費の更なる負担軽減を図るとともに、教育環境の整備について更なる支援を行うこと。
- 一 少子化の進行と人口減少という課題を克服し、持続可能な社会を実現するためには、「東京一極集中の是 正」と「地方の活性化」は車の両輪の極めて重要な政策である。

地方から若者の流出を防ぎ、若い世代の移住定住を促進するため、雇用機会の確保や子育て環境の整備等を積極的に推進するなど、地方創生施策をはじめ関係府省の関連施策を充実強化すること。

以上決議する。

農業・農村政策の一体的な推進による 食料安全保障の確立等に関する特別決議

我が国の農業は、国民の生命を支える食料の供給や国土や環境の保全等、様々な役割を果たしている。

一方で、国際情勢の悪化や気候変動、生産資材価格等の高騰は、食料の安定供給の確保のほか、 担い手の減少等厳しい状況に置かれている我が国の農業の将来に、一層深刻な影響を与えている。

こうした状況にあって、現在、「国民一人一人の食料安全保障の確立」等を目指した、食料・ 農業・農村政策と、その指針となる食料・農業・農村基本法が見直されようとしている。

全国町村会は、かねてより農業政策と農村政策を一体的に検討することを強く主張してきた。 中山間地域を含む農村は、農業の基盤であることはもとより、人々が暮らすことによる自然資本の管理を通じて、経済活動のみならず、国土の保全や生態系の維持等に多大な貢献をしている。 また、歴史や伝統、文化、美しい景観を育んできた人々の心のよりどころでもある。

このような国家の礎である農業・農村を絶対に衰退させてはならない。

よって、食料・農業・農村政策および基本法の見直しにあたっては、全国926町村長の総意として下記の事項の実現を強く求める。

記

- 一 産業政策と地域政策が「車の両輪」であることを堅持し、農業政策と農村政策の一体的な推進によって食料安全保障の確立を図ること。
- 田園回帰の流れを汲み取った多様な担い手の確保や所得機会の創出、定住条件の整備等、農村政策を抜本的に強化すること。
- 一 鳥獣被害対策を基本法に位置付け、総合的かつ効果的な対策を継続的に実施すること。
- 農村環境や農村景観の維持・保全を基本法に位置付け、必要な対策を講じること。

以上決議する。

令和5年11月15日 全国町村長大会

森林環境譲与税の譲与基準の 見直しに関する特別決議

森林環境税・森林環境譲与税は、森林・山村地域の自治体をはじめ、多くの町村関係者等の長年にわたる運動を経て、地球温暖化防止や災害防止等を図るために創設された極めて貴重な財源である。令和元年度からの譲与開始以降、間伐等の森林整備や木材利用・普及啓発等に充当され、その取組実績は着実に増加している。

とりわけ、森林・山村地域においては、これまで放置されてきた森林について、所有者の意向 調査や境界確認、間伐等の森林整備、担い手の確保への活用が進んでいる。

一方、気候変動の影響による洪水被害が度重なっていることに加え、税創設以降に生じたカーボンニュートラルの実現や花粉症対策の加速化といった新たな課題の対応に向けて、森林整備をより一層進めていく必要がある。

山村地域においては、森林の所有者や境界の確定、再造林における鳥獣被害対策、林業の担い 手確保等、今なお残る大きな課題に対応しながら、森林整備を進めており、さらなる財源の確保 が必要となっている。

このため、森林環境譲与税の譲与基準については、森林・山村地域の森林整備がより一層進展 するよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すことを強く求める。

以上決議する。

令和5年11月15日 全国町村長大会



大 会 議 長

全国町村会副会長・会長代行 石川県津幡町長

失 笛 當 鄭 ▮





大会司会者

全国町村会副会長・会長代行 北海道白糠町長

棚野孝夫

記者会見

▶大会終了後の記者会見。会見者は、右から田島会長代行、矢田会長代行、棚野会長代行、吉田会長。



中 村

三ッ林裕巳

神 埼 栃 福 奈 川 玉 木 島

武田

宏武

間

(衆議院議員)

名

全国町村長大会には、 代理出席者は9名=衆議院議員58名・参議院議員32名)。 の方々が来賓としてご出席下さいました。 (本人出席者64名=衆議院議員47名·参議院議員 次の国会議員 (敬称略 (来賓挨拶をされた大臣 ・順不同) 衆・参両院

来賓の方々のお名前は次のとおりです。 Щ

出 席

(47 名)

広 島 京

長谷川淳二 徳 山 \Box

村上誠一郎 福 愛 尚

牧島かれん

西銘恒三郎

石 新

井川潟

堂込麻紀子 まさこ

東

長

泰弘 兀

衆議院議

員

細野 片

鈴木

兵

京

郎 中 国 海

城 島 御法川信英

出 席

北海道

次郎

鈴木 太田 (比例区) 吉川ゆうみ 哲郎 兵 大 比 山 庫 阪

長 野

重 知 上田 細田 井上 慶一郎 富 新東千埼 茨 福 山潟京葉

山本佐知子



若林 平山 森屋 永井

佐知子

静

尚

岩屋

大

分

生稲

晃子

京

野上浩太郎

Ш

宏文

福 富 東 千

山

哲志

石井

生

福 山

尚 П

信千世

肯

良

宮内

秀子 秀樹 太郎

関口

埼

玉

熊

本

2023年(令和5年)12月4日

加藤 奥野 輿水 亀岡 山本 掘井 泉田 尾身 神谷 長谷川 髙階恵美子 長島 たがや (参議院議 比例区 浩郎 昭久 北斗 健智 信亮 良太 明 恵 亮 良 求 듄 裕 員 北陸信 南関東 北関東 茨 北 兀 北 32 名 海道 海道 " " " 城 島 田 森 玉 玉 磯﨑 中西 北村 舞立 滝波

敏志

岡 媛

志

熊 福 愛 香 鷟

本

仁彦

Ш

鰐淵

11

尾辻 長峯 区 秀久 健 太 博 誠 鹿 宮 比 児島 例 崎

白坂 松村 馬場 大家 山本

亜紀 祥史

大

分

 $\overline{\oplus}$

清司

埼

玉

 $\widehat{7}$

高木かおり

大

阪

祐 群 栃 茨 木 城 衆議院議 |祝電メッセージ]

員

14

名

城井 Ш 前原 神田 堀内 儿 鎌田さゆり 詔子 憲次 愛 香 徳 山 宮 京 島 都 梨 尚 Ш 知 城

櫛渕 中谷 尾身 青山 池畑浩太朗 朝子 大人 馬 北 近 東 南 関 " 関 畿 海 京 東 東

小野田紀美

尚

経夫

Щ

 \Box Ш

嘉

昇治

嶯

曟

参議院 議 員

江島 森本 比 別区 敏之 真治 正久 潔 比 広 Ш 島 例

邦彦

"

小選挙 区

比例区)

な影響が生じていますなど、経済的・社会などによって、過疎化、地域経いがでは、人口減少地方では、人口減少 ことを目指 していま 人口減少 本 ₹ す

所得を向上させるなど地方創生 が得を向上させるなど地方創生 が得を向上させるなど地方創生 が得を向上させるなど地方創生 が得を向上させるなど地方創生 が得を向上させるなど地方創生 が明としては、こうした魅力 がおいばがくりなどは、いず がおいばがくりなどは、いず がおいばがとりなどは、いず がおいばがといいが がおいばがしたもの がおいばがしたがした がはにした魅力 がはいがしては、こうした施 でを整備することや、地域を支 を整備することや、地域を支 を整備することや、地域を支 を整備することや、地域を支 を整備することや、地域を支 を整備することや、地域を支 を整備することや、地域を支

創生担当大臣 祝電メッセ

りたには は ラ慶びに開催さ あ平長 厚く御礼を申しめたりご理解とご半素より、地方創長の皆様におかれ 全 され コッ上げます。 Uれますことを、 国町村長フ・

活をれ口 上協生また、 生ました、 生ました、 生ました、 生ました、 生ました、 生ました、 生また、 りおを は、 でいます。 り、 あいまり は、 平長では、 平長では、 平長では、 中国性 域集は、 本社会を維持する将来にわたって、現で住みよい環境集中を是正し、そは、東京圏への人

過疎化、コミュ ・社会的に大き地域経済の縮小 や高齢化

と考えております。の取組をから 速化させていきた

新たな地方創生のビジョン のます。 新たな地方創生のビジョン が域の取組を後押ししてまい を目指すものです。 を目指すものです。 を目指すものです。 を目指すものです。 本構想の実現に向け、昨年本構想の実現に向け、昨年本構想の実現に向け、昨年本情想のです。 を目指すものです。 に暮らせる社会」

国どこでも誰もが を国

政府一丸となって、家構想総合戦略」にされた「デジタル田の実現に向け、昨年

ましても、引き続き なって解決できると なって解決できると 大臣と連携し、時代 大臣と連携し、時代 大臣と連携し、時代 大臣と連携し、時代 大臣とがら、活力を がで、町村長の皆様 ます。協 力 の程、お願いいた」、引き続き、ご理解を図ってまいりますら、活力ある地域社長の皆様におかれる。対象はないのではないがある。関係におかれる。関係においりますがある。 0 耳 取思 を りい 傾け、 組を し解れす社を係に む大

します。 のご発展 な 結びに、 が念し、当然と、ご参なに、全国町1 挨会村 拶の会 と皆の い様益 たの々

創 生 担 当 自大 臣 見 な

地

方

全 - 7 ЩJ 村 会 === 녈

1 減災対策、 の復旧・復興と全国的な防災・ 大規模震災・豪雨災害等から 国土強靱化の強化

状況に置かれている。 儀なくされているなど、 3万人の住民が故郷を離れ、避難生活を余 発事故の影響を受けた地域では、 つきが見られるほか、東京電力福島第一原 いては、地域ごとに復興の進捗状況にばら 期復興・創生期間」においても、 必要な支援を実施しているが、被災地にお 東日本大震災から12年を迎え、国は、「第2 依然として厳しい 引き続き いまだ約

報

支援が不可欠である。 じており、復旧・復興には国による万全な ともに、産業や観光業等に多大な影響が生 近年頻発する記録的な豪雨・大型台風によ また、令和5年6月から9月の豪雨等 人的・物的に甚大な被害が発生すると

を教訓とした全国的な防災・減災対策の強 ることから、その被害を最小限にとどめる や河川が多く、災害を受けやすい国土であ 化が急務である。 ため、大地震やその後の台風・豪雨等災害 我が国は、 地震列島であり、急峻な山地

(第三種郵便物認可)

よって、国は次の事項を実現すること。 東日本大震災からの復興

引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が 全な財政支援等 - 第2期復興・創生期間」においても、 「第2期復興・創生期間」における万

復興事業を着実かつ円滑に推進できるよ

じること。 閣議決定) う、国は、「基本方針」(令和3年3月9日 に基づき、万全な財政措置を講

の着実な実施に影響を及ぼすことがないよ 期間の延長を行うに当たっては、 う 2. 復興特別所得税の税率引下げ及び課税 諸課題解決に取り組む体制を構築すること。 興庁を司令塔として全省庁体制で復興及び るよう、十分な予算を確保するとともに、復 分に踏まえ、必要な事業が確実に実施でき 復興庁については、 国は責任をもって復興・復旧に要する 被災町村の意見を十 復興事業

3. 財源を確実に確保すること。 避難者への支援 医療・福祉サービスの確保等被災者

を行うこと。 要な医療職・介護職等の確保等十分な支援 ビスを安定的・持続的に提供するため、 (1)被災者・避難者に対する医療・福祉サー 必

十分な支援を行うこと。 童・生徒及び教職員の心のケアについて、 (2)高齢者を始めとする被災者・避難者、 児

4 地域産業の復興支援

かつ効率的に検査する方法を開発するとと 多数に及んでいるため、 明書を要求する国・地域が、現在でもなお 害により、日本産食品の輸入停止、又は証 (2)東京電力福島第一原発事故に伴う風評被 画等によって着実に推進すること。 農村の復興マスタープラン及び水産基本計 ⑴農林水産業の復旧・復興に向け、 放射性物質を迅速 農業・

め、中小企業組合等共同施設等災害復旧事 に向け、引き続き債権買取支援等を行うた (3)被災した事業者の二重債務問題等の解決 業及び中小企業再生支援事業を引き続き継

に向けた交渉を強力に推進すること。 もに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃

に推進すること。 までの間、現地の意見を十分に踏まえ着実 復興事業については、復興が完了する 続すること。

6. 被災市町村への人的支援

る財政支援を継続すること。 については、 村職員の派遣スキーム」等による職員派遣 全国の市町村から人的支援を行う「市町 派遣元・派遣先自治体に対す

原子力災害対策

原子力災害からの復興

るとともに、必要な財源や復興を支えるた づき、原子力災害からの復興を着実に進め 東日本大震災からの復興の基本方針』に基 めの制度を確保すること。 『「第2期復興・創生期間」 以降における

期復興・創生期間の財源フレームを見直す ではなく、復興のステージに応じたきめ細 かな対応を図れるよう、必要に応じて第? る課題が異なることから、一律の復興施策 また、町村によって復興の状況や直面す

(1)福島第一原子力発電所の廃炉に当たって 炉に向けた取組の安全確保 福島第一・福島第二原子力発電所の

国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み マップ」に基づき、世界の英知を結集し

安全を最優先として、「中長期ロード

任ある対応 理できる人材の計画的な育成・確保に国と 料についても、処分方法の具体的な議論を ③今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管 進め、適切に処分すること。 切に処分すること。 しても積極的に取り組むこと。 処理・処分方法の具体的な議論を進め、 また、福島第二原子力発電所の使用済燃 ALPS処理水の海洋放出に関する責

ラブルの未然防止に努め、設備や環境モニ に関する科学的な性質や、 での長期間にわたることから、トリチウム ②処理水の海洋放出は、廃炉が完了するま には、迅速かつ確実に放出を停止すること。 タリングの値などに異常が確認された場合 また、希釈放出設備の安全性の向上やト 国内外における

のないようにすること。 確実に結果を出すこと。特に、 を徹底させ、周辺環境に影響を与えること 業に当たっては、現場におけるリスク管理 や燃料デブリの取出しなどリスクの高い作 使用済燃料

明記されていない使用済燃料や燃料デブリ ②中長期ロードマップに処理・処分方法が 策を推進してきた国の責任において、その を含む放射性廃棄物については、原子力政 たっても安全を最優先に取り組むこと。 また、福島第二原子力発電所の廃炉に当 適

透明性及び信頼性の高い安全対策を講じる 処理過程の透明性を確保した上で確実に実 よる環境モニタリングの実施など、客観性: 施するとともに、地元関係者等の立会いに (1)ALPS処理水の海洋放出においては

報

情報発信を継続的に行うこと。設備の運転状況など、正確で分かりやすい結果に加え、処理水の測定結果や希釈放出トリチウムの処分状況、環境モニタリング

断の取組を行うこと。
断の取組を行うこと。
断の取組を行うこと。
があるなど、国内はもとより、水産物の輸入するなど、国内はもとより、水産物の輸入科学的な事実に基づく情報を積極的に発信料学的な事実に基づく情報を積極的に発信がある。

③処理水海洋放出により新たな風評を発生30処理水海洋放出により新たな風評対策にめ、幅広い業種に対する万全な風評対策にめ、幅広い業種に対する万全な風評対策にら、将来にわたって生業を継続し、次世代ら、将来にわたって生業を継続し、次世代ら、将来にわたって生業を継続し、次世代の確実につないでいけるよう必要な対策を発生

こと。

迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせる
た場合には、国が最後まで責任をもって、
また、対策を講じても風評被害が発生し

(4)処理水の元となる汚染水の発生量をこれの支援の充実

場づくりなど、帰還に向けた環境整備を更商業施設の復旧・再開・営業継続、道路整商業施設の復旧・再開・営業継続、道路整支援とともに、教育、医療、介護・福祉、支援とともに、教育、医療、介護・福祉、道路整にが過難指示を受けた住民全てが将来に希望の避難指示を受けた住民全でが将来に希望

33

2023年(令和5年)12月4日

に促進すること。

を強化すること。

職員、介護職員等の人材確保に向けた支援然として深刻であることから、医師・看護然として深刻であることから、医師・看護

拠点施設の整備に対する継続した支援や農域」)の機能強化を促進させるため、復興まちづくりへの支援を行うこと。まちづくりへの支援を行うこと。まちがくりへの支援を行うこと。

(4)特定帰還居住区域の設定に当たっては、蔵施設への搬入を決定すること。また、現場保管が続く8、000B/ksよた、現場保管が続く8、000B/ksとの建設発生土について、早急に中間貯以上の建廃抑制及び再生のための支援につい地の荒廃抑制及び再生のための支援につい

(4 特定帰還居住区域の設定に当たっては、4 特定帰還居住区域の設定に当たって生活を下がいて住民が一日も早く安定して生活を再建できるよう、早期に除染等に取り組むとともに、インフラ整備に伴い発生する高とともに、インフラ整備に伴い発生する高ととがないよう、事業実施前に除染を行うなど国が責任をもって必要な措置を講じるなど国が責任をもって必要な措置を講じること。

なお、帰還意向のある住民が故郷で安全なお、帰還意向のある住民が故郷で安全がいのための農業に帰還したい住民、生きがいのための農業に帰還したい住民、生きがいのための農業に帰還したい住民、生きがいのための農業のによりである。

で責任をもって取り組むこと。

難区域全ての避難指示解除に向けて最後まね、その意向を十分踏まえながら、帰還闲いについては、地元町村と真摯に協議を重いについては、地元町村と真摯に協議を重いについては、地元町村と真摯に協議を重

ること。 (6)避難指示解除区域における防犯・防火対

(7)避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周の)避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周

(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や障害者、(8)災害時要配慮者である高齢者や

の措置を講じること。
対する健康検査や疾病予防、治療等に万全島県や影響が及んでいる他の地域の住民に島県や影響が及んでいる他の地域の住民におれているため、福将来的に顕在化するとされているため、福

を防止する教育を推進すること。 りと行うとともに、いじめや風評、差別等委員会や学校が行う取組への支援をしっかができるよう、福島特措法に基づき、教育県の実情に係る知識を正しく理解することに全国の児童生徒及び国民が放射線や福島

立地補助金制度を継続するとともに、十分させるため、自立・帰還支援雇用創出企業⑴原子力災害地域での企業誘致を更に促進

後ま 農再開時に不具合が生じている場合には、遠困 仮置き場から返地された農地において、営を重 엖避難地域において、除染や除去土壌等の取扱 な予算を確保すること。

必要な措置を講じること。

を選手に見る区域の含農再開を用いていまさせる。 はが不可欠であるので、営農再開関連事業組が不可欠であるので、営農再開関連事業めには、地域の実情を踏まえた継続的な取り避難地域の営農再開を滞りなく進めるた

未了者への周知等

5. 被害の実態に見合った賠償と賠償請求の予算を確保し、産地形成を支援すること。の予算を確保し、産地形成を支援すること。の予算を確保し、産地形成を支援すること。

せること。 実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行わ 原子力損害の賠償に当たっては、被害の

ある損害が継続する限り、確実に賠償させ応を徹底させるとともに、相当因果関係がの営業損害や個別請求に対し、誠意ある対周知や相談等を始め、商工業者・農林業者周知や相談等を始め、商工業者・農林業者の言求手続きの

担すること。

担すること。

が要な経費は国が確実に負線量実態に応じた必要な措置を確実に実施にフォローアップ除染の実施など除染後の

村

週

(第三種郵便物認可)

報

めること。 最優先に、 発や実証実験の実施に当たっては、 また、除去土壌の減容・再利用の技術開 国民理解の醸成を図りながら進 安全を

رح で実施できるよう、必要な予算を確保する 期復興・創生期間以降も事業が完了するま 体的な実施、 ②間伐等の森林整備と放射性物質対策の ム・ため池における放射性物質対策を第? 帰還困難区域にある農業用ダ

貯蔵すること。 て福島県内の放射性廃棄物を安全に管理 処分される廃棄物を含め、 発生した除去土壌等の搬入を着実に進める 係る実施計画」に基づき、拠点区域等から (3) 「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に 特定廃棄物埋立処分事業により 国が責任をもっ

体的な方針・工程を早期に明示すること。 進するとともに、 向けて、全国民的な理解醸成活動を更に推 設へ搬入開始後30年以内の県外最終処分に また、法律で規定されている中間貯蔵施 風評払拭及び風化防止に向けた取組の 最終処分地の選定等の具

رع ウンドを含めた観光誘客の促進、教育旅行 る正確な情報発信を強化すること。 強化戦略」に基づき、原子力災害に伴う風 の回復に向けた継続的な取組が重要である 評払拭及び風化防止に向け、国内外に対す ことから、 「風評払拭・リスクコミュニケーション 福島県産品の販路回復・開拓やインバ 市町村が行う取組への財政支援 十分な財源を継続的に確保する とりわ

> ②福島県農林水産業復興創生事業による牛 要な措置を引き続き講じること。 基づき、流通関係団体への指導・助言等必 実施するとともに、流通実態調査の結果に いて、風評の影響がなくなるまで継続して 産から流通・販売に至る総合的な対策につ

更なる推進 福島イノベーション・コースト構想の

交流人口の拡大、人材の育成を図るととも 受けた福島県浜通りにおける産業の集積と 進し、震災・原発事故により甚大な被害を (1)福島イノベーション・コースト構想を推 本構想により生み出される成果を我が

すること。 創出、人材育成等の機能を発揮できるよう、 連携し、世界最先端の研究開発や新産業の に冠たる創造的中核拠点」として、 ②福島国際研究教育機構については、 長期的・安定的な財源及び人員を十分確保 地域と 一世界

る周辺環境の整備に取り組むこと。 成を図るため、研究者が安心して生活でき 期に示すとともに、国際研究産業都市の形 村のまちづくりと緊密に連携した計画を早 また、 原発の安全規制等の在り方

いる。

ないため、 ⑴原発の安全規制等については、 すこと。 に対する国民の不安と不信が払拭されてい 国民の信頼回復に向け万全を期 原発行政

安全規制や原子力政策に確実に反映させる 特に、

搬入路等を早急に整備するとともに、

国全体へ波及させること

施設整備に当たっては、 県・市町

原発事故から得た教訓等を今後の

(2)原発の再稼働に当たっては、電力需給の

保するため、緊急避難用道路や災害用重機 (3)原発立地地域等の住民の安全・安心を確 再稼働の是非を決めること。 底し、地元自治体や住民の納得を得た後に の自然災害等を想定した安全面の検証を徹 見込みだけで判断するのではなく、未曾有

策を強化すること。 (4)有事に備えた原子力発電施設等の防護対 基づき見直すこと。

力防災対策の在り方について科学的知見に

原子

らの復旧・復興 Ⅲ.集中豪雨・地震等による大規模災害か

する大規模地震が発生し被害をもたらして 地震や令和4年福島県沖地震をはじめと 以降も、 フラの寸断、油の流出による汚染や倒木に 浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通イン 多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な 頻発する記録的な豪雨・大型台風により よる大規模停電等、被害が甚大化している 令和5年6月から9月の豪雨等、 近年では平成30年北海道胆振東部 東日本大震災や平成28年熊本地震 近年

政支援を講じること。 興できるよう、国庫補助金や特別交付税を はじめとした地方財政措置による十分な財 したがって、 被災町村が早期に復旧・復

道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、 えるインフラ基盤としての重要性に鑑み の災害復旧については、デジタル社会を支 万財政措置とすること。 特に、 町村が整備している光ファイバ網 地

なお、 個別避難計画の策定については

に立った恒久的財源としての

「復旧・復興

構築及び財政支援の拡充を図ること。 要であることから、国における連携体制の 介護支援専門職や福祉専門職との連携が重 非常時における電源や通信確保のため

の資機材の整備を図るとともに、電気、

ス、上下水道等のライフラインや交通イン

フラの早急な復旧のための連携体制を強化

すること。 また、住宅の応急修理等に対する支援対

害救助法における応急救助内容の拡充を図 象条件の拡大や、被災児童・生徒に対する 学用品の給与に係る限度額の引上げ等、

じないよう万全の措置を講じること。 遣スキーム」等による職員派遣については、 町村から人的支援を行う「市町村職員の派 らの復旧・復興を支援するため、全国の市 月大雨、令和4年台風14号等による災害か 派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生 日本台風、 北部豪雨 平成28年熊本地震、 令和2年7月豪雨、令和4年8 平成30年7月豪雨、 平成29年7月九州 令和元年東

じること。 理については、被災町村の負担とならない よう、国において万全の財政支援措置を講 大規模災害時に生じる災害廃棄物の処

の早急な復旧・復興のため、 す災害が頻発していることから、災害から きるよう、雨水排水対策事業に要する経費 に対し、財政支援の強化を図ること。 策については、 大規模災害時に生じた内水氾濫等の対 全国各地で甚大な被害をもたら 継続的な事業運営が実施で 長期的な視点

村

町

確保を検討すること。 害復旧国債(仮称)」 (仮称)」の創設による基金の設置や「災 の創設等、 税財源の

炎地の実情に応じて適用期間を延長する 都市計画税の課税標準の特例について、 被災住宅用地に対する固定資産税及び 被

の強化 全国的な防災・減災対策 国土強靱化

的・財政的支援を行うこと。 円滑に運用できるよう、町村に対し、 本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地 置法」「首都直下地震対策特別措置法」 する国土強靱化基本法」「南海トラフ地震 生活の実現を図るための防災・減災等に資 復興に関する法律」「強くしなやかな国民 震防災対策の推進に関する特別措置法」が に係る地震防災対策の推進に関する特別措 「災害対策基本法」「大規模災害からの 技術

備すること。 然災害に対応する必要な法制度・対策を整 水害や火山災害等、広域化・激甚化する自 また、頻発化する豪雨・大型台風等の風

かつ十分な財源を確保すること。 業執行に有効な当初予算で措置するととも 5か年加速化対策については、計画的な事 けられた防災・減炎、 事業を着実に実施できるよう、 国土強靱化基本計画及び計画に位置づ 国土強靱化のための 安定的

な対策を継続すること。 対策期間の終了後についても、町村が安心 して国土強靱化に取り組めるよう、積極的 また、改正国土強靭化基本法を踏まえ、

2023年(令和5年)12月4日

3 大規模停電や交通インフラの寸断等の

35

よう万全な対策を講じること。 ぼすことから、連鎖的な被害が発生しない 阻害し 発生は、 地域以外でも住民の生活に多大な影響を及 エネルギーの供給や輸送・物流を 災害による直接的な被害を受けた

強化すること。 館等における耐震化、 を担う役場庁舎の耐震化に対し財政支援を 常用電源の整備や、 災害時に避難所として使用される体育 災害対応の中枢的役割 空調設備の設置、 非

等を強化すること 生じる懸念があることから、国や県による 朽化したインフラの点検・改修等に支障が 5. 町村では技術系職員の不足により、老 人的支援や民間事業者の活用に対する支援

رع に対する財政的・技術的支援の拡充を図る 要することから、 もに、引き続き十分な財源を確保すること。 が図られるよう、対象事業を拡充するとと については、迅速かつ、効果的な事業運営 事業」及び「緊急自然災害防止対策事業. 「緊急浚渫推進事業」「緊急防災・減災 には多額の費用や長期にわたる作成期間を また、 ハザードマップの作成及び更新等 ハザードマップの作成等

援の強化を図ること。 の更新や燃料タンクの増設に対する財政支 働が可能な非常電源装置等の整備及び機器 時の人命救助で重要とされる72時間以上稼 地方公共団体の庁舎等について、 災害

رح 車の購入等に対する財政支援を拡充する 等の小規模施設でも活用できる電気自動 災害時に非常用電源として公民館

国の関係機関を含めた広域防災体制を早期 規模地震、 8. に構築すること。 し、観測・監視体制を強化するとともに 南海トラフ地震、首都直下地震等の大 津波、

よう、必要額を確保すること。 に対する調査研究が、 また、自治体との連携の下、これら災害

活に大きな支障が生じる世帯にも拡大する 町村」などの適用要件を見直すとともに 対象となる被災世帯を「半壊」など日常生 -10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市 災害による被災者世帯の公平を期すため 被災者生活再建支援法について、 同

رع 10 措置の対象エリアを拡大すること。 対策用資産の取得促進に係る税制上の優遇 補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を行う 進するため、 耐震対策緊急促進事業に係る地震防災

めとした土砂災害防止事業及び治山治水事 13 不均衡が生じないよう万全を期すこと。 害時に必要な物資の供給、 に当たっては、都道府県と指定都市の連携 12. 災害救助法における救助実施市の指定 体制の確認を確実に行うなど、広域的な災 業を推進すること。 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業を始 役務の提供等に

討するほか、災害の発生のおそれがある老 における治水やダム放流等の在り方を再検 特に、 最近の集中豪雨等の災害の多発を

火山噴火、集中豪雨に対

より一層推進される

大規模盛土造成地の滑動崩落対策を推 宅地耐震化推進事業における

防災・減災の観点から、水源地域

防止するため、 推進するため、必要額を確保すること。 朽ため池や急傾斜地等の危険箇所の整備を 域防災対策総合治山事業を推進すること。 土石流対策として火山砂防事業及び地 災害復旧事業については、 火山地域の防災対策に万全を期するた 改良復旧による整備を積極 再度災害を

施設の防災機能を強化すること。 固定電話、携帯電話等の基地局等通信 応を図ること。

準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化な

的に推進するとともに、

復旧事業の採択基

ど、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対

رح 力向上に対する十分な財政措置を講じる ラジオの難聴地域の解消等、 また、衛星携帯電話の整備やAM 地域の防災 F M

うなどにより、 かりやすい災害・危機管理情報の提供を行 情報提供手段を活用し、正確で迅速かつ分 17. Jアラート・Lアラートを始め多様な に取り組むこと。 めの防災・危機管理体制の更なる充実強化 国民の安全・安心を守るた

地域からの活力ある国づくり 社会の更なる推進 に向けた地方創生とデジタル

創生の取組を進めてきている。 自ら知恵を絞り、 子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、 活性化に向け、住民等と一体となって地方 農山漁村地域を多く抱える町村では、 人口減少の克服と地域の

りの基礎であり、活力ある国づくりの実現 特徴を活かした自律的で持続的な社会づく 町村が進める地方創生の取組は、

につながるものである。

定着させていく必要がある。 くことにより、 関連施策の推進によって更に発展させてい 市国家構想」等のデジタル化・地方活性化 回帰の本格化といった新たな価値観を一層 今後、こうした取組を「デジタル田園都 地方への移住・定住、田園

よって、国は次の事項を実現すること。 地方創生の推進

施策について、 お一層取り組んでいくことから、これらの 共生と交流を進めるなど、まちづくりにな ひと・技術等を積極的に活用して都市との で幅広く世代間の連携を強化し、 とともに、子育て・学校教育・地域活動等 こし有効活用することで雇用の場を増やす)町村では、農山漁村の地域資源を掘り起 制度的にも、財政的にも支 外からの

報

移転、本社移転等、さらに積極的に支援す ルス感染症拡大リスクの低減等の観点から 構造の構築は、 (2)東京一極集中の是正と自律・分散型国十 も重要な課題であることから、政府機能の エネルギーの効率的利用、 国土の災害対応力の強化 新型コロナウイ

町

(第三種郵便物認可)

支援すること。 和するなど、地域の実情に配慮し一層使い勝 や魅力向上に向けた取組を新たに進めるこ ③デジタル田園都市国家構想交付金につい 方創生の取組についても引き続き積極的に 手の良いものとし、その規模を拡充すること。 ては、デジタルを活用した地域の課題解決 とができるよう、対象事業の申請要件を緩 また、デジタルの力によらない従来の地

> 様な地域資源とデジタル技術等を活用した を積極的に支援すること。 域内での経済循環が促進されるよう、町村 ト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、 イノベーションの推進、起業支援など、ヒ (4)都市から地方への移住・交流の推進、 多 地

ること。 層貢献できるよう、更なる制度の充実を図 存続・継承など切実な地域課題解決にも 地域の伝統産業等や伝統技術・伝統文化の 政支援を拡充・継続するとともに、例えば、 地域おこし協力隊制度について、 地域での活躍が今後も期待される 必要な財

رع きるよう、 しながら多様な人材が地域で暮らし活躍で 副業を促進するなど、デジタル技術を活用 続をワンストップ化するとともに、兼業・ るため、 方への人の流れを大きくかつスムーズにす ⑤地方への移住・定住や二地域居住等の地 転居・転校等の移動に伴う各種手 町村に対し積極的な支援を行う

より一層加速させること。 策を講じることにより、 の整備及び福祉の向上などの、総合的な施 強化、医療や教育の充実等による生活環境 漁業の後継者を含む雇用の増大などの対策 ニーズを捉え、情報提供体制の充実や農林 ⑥地方への移住・定住を希望する国民の 田園回帰の流れを

(8)現行の市街化調整区域制度等は人口増 ション等を一層積極的に促進すること。 拡大への更なる支援拡充を行うとともに、 を担うことが期待されている「関係人口. ⑦地域づくりや地域の活性化に重要な役割 一地域居住、サテライトオフィス、ワーケー

障害となる事態も生じていることから、移 減少下での町村集落地域の再生・活性化の ものであり、地方創生を進める上で、 加・郊外スプロール化の時代を前提とした 園回帰の時代にふさわしい土地利用制度の 住・定住やリモートワーク等を推進する田

見直し・柔軟化を図ること。

じた支援を行うこと。 (9)地域課題の解決に向けた取組を行うた 確保について、各地域運営組織の実情に応 法人化した場合に必要となる人材の育成 経費について、十分な財政支援を行うこと また、地域運営組織の活動の活発化や 地域運営組織を設立・運営する場合の

地域づくり事業の推進に関する法律」に基 を円滑に設立・運営できるよう支援するこ についての周知を徹底し、事業協同組合 づく事業について、相談体制の整備や制度 「地域人口の急減に対処するための特定

成や育成を行うこと。 る制度の創設や財政支援を行うとともに の充実を図るため、両者をつなぐ専門的な 必要な能力を備えたコーディネーターの養 スキルを持つコーディネーターの配置に係 ⑴地域と高等学校の連携・協働体制の一層

似地方の国立大学には地域振興に役立つ研

う、 希望する町村に適切な人材が派遣されるよ を積極的に推進すること。 について、 究事例や成果があることから、これをより 一層還元するとともに、その保有する資産 「地方創生人材支援制度」については 必要な人材を確保すること。 地域開放や地域における利活用

> の確保・育成及び離職防止・定着促進等総 ることから、職員の処遇改善、多様な人材 似条件不利地域等町村部において、 的技能実習制度及び特定技能制度の見直し 介護等の専門人材の確保が困難となってい 合的な対策を強力に推進すること。

刻な実態等を十分に踏まえ、 2. デジタル社会の推進 拡大するなど地域が必要とする分野におい て外国人材が活用できるよう検討すること。 に当たっては、 地方における人材不足の深 対象職種を

多様な分野における取組に対する財政支援 や人的・技術的支援を拡充すること。 不利地域を抱える町村において、遠隔医療・ 遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等 デジタル社会の推進に当たっては、

費についても財政支援を拡充すること。 するとともに、運営や維持・更新に係る経 備について、必要な財政支援を拡充・継続 また、町村が行う光ファイバ等の基盤整

諸施策の推進に支障が生じることのないよ 町村が取り組む社会保障の充実のための 社会保障に係る必要財源の安定的確保 必要な財源を安定的に確保すること。

町村自治の確立

村が自らの判断と発想で地域の個性を活か もに、魅力あふれる地域を創るために、 主的かつ総合的に広く担うようにするとと した地域づくりができる仕組みにしなけれ 住民に身近な行政は、地方公共団体が自 ⊞J

た役割を十分に認識し、分権型社会を構築 よって、 国は町村がこれまで果たしてき

報

ともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すい国と地方の役割分担を一層明確化すると廃止・縮小等廃止・縮小等のでいると、義務付け・枠付けののであるため、次の事項を実現すること。

権を拡大すること。(2義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべ)

ること。

るものにすること。 判断による計画体系の最適化を実効性のあ や上位計画への統合など、地方公共団体の 計画についても統廃合等の見直しを進める を新設しないとする原則を遵守し、既存の の裁量の確保に十分配慮すること。 画の策定や専任職員の配置等について全国 組の有無等の実情を考慮せずに、 ては、町村の行政需要の多寡や先行的な取 (3)国が制度の創設・拡充等を行うに当たっ えるよう適切な情報提供を行うこと。 計画等の策定を求める法令の規定や通知等 律に義務付けを求めることは避け、 その際、町村が条例化に向けて検討が行 関連する計画等の一体的な策定 新たな計 特に、 町村

町村の事務負担の軽減を図ること。 町村の事務負担の軽減を図ること。 (4)補助金や交付金の申請手続について、簡重複しているものがあるため、廃止、統合重複しているものがあるため、廃止、統合重複しているものがあるため、廃止、統合重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

2023年(令和5年)12月4日

象や支給方法など具体的な内容を早期に示ついては、現場が混乱しないよう、支給対また、住民等への給付金等の支給事務に

37

ては、それぞれの都道府県と市町村の自主(5)都道府県から市町村への権限移譲につい制度設計を行うこと。

2.地方分権改革に関する「提案募集方式」性に委ねること。

実現すること。(1)地方からの提案については、可能な限り(2)地方からの提案については、可能な限り2. 地方分権改革に関する|提案募集方式]

援を行うこと。
は、財源不足が生じないよう、人件費を含は、財源不足が生じないよう、人件費を含い移譲等の対象となる事務・権限について

政の簡素化を図ること。3. 国と地方の二重行政の解消等による行

であり、強制しないこと。

5. 広域連携は本来自主的に行うべきもののであり、強制しないこと。

的大きい税目構成とすること。

地方交付税の原資は地域偏在性の比較

6. 道州制は導入しないこと。

4. 町村財政基盤の確立

地方挙げて積極的に取り組んでいく必要が地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がの推進等が喫緊の課題となっており、国、の推進等が喫緊の課題となっており、国、人口減少・少子高齢化

大している。

大している。

大している。

大している。

大している。

大している。

実に実施していくためには、偏在性の小さ域の実情に応じた様々な行政サービスを着方創生を積極的に進めていくとともに、地町村が、自主性・自立性を発揮して、地

不可欠である。 不可欠である。 の安定的確保等により、地方の自主財源をい安定的確保等により、地方の自主財源をい安定的な地方税体系の構築や地方交付税

・町村税源の充実強化よって、国は次の事項を実現すること。

その充実強化を図ること。
担保するものであることに鑑み、次により、地域の自主性及び自立性の向上を実質的にい地方税は、地方自主財源の根幹をなし、

②地方税は地域偏在性の小さい税目構成と地方税の税源配分を見直すこと。地方税の税源配分を見直すこと。比率における大きな乖離を縮小し、地方が比率における大きな乖離を縮小し、地方が

①国と地方の最終支出の比率と租税収入の

ら、充実強化を図ることを基本とすること。幹税として重要な役割を担っていることかは、この税が、地域住民サービスを支える基は、この税が、地域住民サービスを支える基の人住民税の在り方の検討に当たって

まえること。

まえること。

その性格や仕組みを踏れていることなど、その性格や仕組みを踏応益課税の観点から比例税率により課税さ力に応じ広く分任する性格を有することや力に応じ広く分任する性格を有することや

の拡大は行わないこと。新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除つつ、課税ベースの縮小につながるようなった、個人住民税の役割や性格を踏まえ

③固定資産税の安定的確保

済対策に用いることや、制度の根幹を揺るる安定した基幹税であることから、国の経①固定資産税については、町村財政を支え

で、負担水準の均衡化を進めること。 収が安定的に確保できるようにすること。 収が安定的に確保できるようにすること。 収が安定的に確保できるようにすること。 で、負担の公平性等の を踏まえ、税負担の公平性等の もの動向等を踏まえ、税負担の公平性等の を関点から、商業地等に係る負担調整措置の がす見直しは断じて行わないこと。

特に、住宅用地特例については、特例割の見直しを行うこと。

平性や市町村の基幹税である固定資産税の④税負担軽減措置等について、税負担の公

充実確保の観点から、

引き続き検討し所要

への重点化等を検討すること。 合を縮小するとともに、新築住宅に係る減

(4)電気・ガス供給業に対する法人事業税に(4)電気・ガス供給業に対する法人事業税については、地方税収の安定化に大きく貢献しており、法人事業税交付金の安定化等のため、5現行の収入金額課税方式を堅持すること。(5)法人事業税における外形標準課税の対象から外れている実質的外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直した規模な法人を対象に、制度的な見直した規模な法人を対象に、制度的な見直した規模な法人を対象に、制度的な見直した検討すること。

ンフラ財源の確保は極めて重要である。減災事業が確実に実施できるよう、社会イぼ道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・

態を考慮すること。
方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地的な視点に立って検討を行う場合には、地的な視点に立って検討を行う場合には、地

週

う、使途に制約のない現行制度を堅持し 受動喫煙防止対策に幅広く取り組めるよ なっており、分煙施設の整備など望まない とって町村財政を支える貴重な一般財源と り市町村たばこ税は、税源の乏しい町村に 継続的かつ安定的な確保を図ること。

割がゴルフ場所在市町村に交付され、 (8)ゴルフ場利用税(交付金)は、 財源に乏しく山林原野の多い市町村におい て極めて貴重な財源となっている。 税収の7 特に

いる。 域振興を図る上でも不可欠な財源となって ルフ場特有の行政需要に対応しており、 質調査等の環境対策、 整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水 所在市町村においては、アクセス道路の 消防・救急など、 ゴ 地

報

(9)入湯税は、 すること。 的な財源はあり得ず、 ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定 環境衛生施設や消防施設の整 現行制度を断固堅持

⑩地方税における税負担軽減措置等につい なっていることから、 備及び観光振興等に資する貴重な財源と 現行制度を堅持する

ら進めること。 講じることも含めて を進める際には、所要の地方財政措置等を 納税者の利便性の向上等の観点から電子化 更に整理合理化すること。 ては、租税負担の公平性を期する見地から 川町村の税務事務の効率化・正確性の向上 町村の理解を得なが

(第三種郵便物認可)

るとともに、 に当たっては、 また、町村の基幹税務システムの標準化 専門人材の確保に関する支援 町村の意見を十分に踏まえ

> や財政的支援を講じること。 を踏まえること。 額通知の電子化に当たっては、 (2)給与所得に係る個人住民税の特別徴収税 町村の意見

周知を図ること。 る経費について地方財政措置を講じるとと また、町村におけるシステム改修等に係 特別徴収義務者及び納税義務者への

ر ع 要な費用について十分な財政支援を講じる の推進に係る業務システムの導入費等、必 (3)学校給食費等の徴収に関する公会計化等

地方交付税の充実確保等

2. 抜本的な見直しを行うこと。 ことから、地方交付税率の引上げを含めた 的に安定した自主財源の確保が必要である 施策を着実に実施していくためには、継続 とともに地方創生の更なる推進を図るた ⑴人口減少・少子高齢化に的確に対応する 町村が自主性・自立性を発揮し様々な

策債に頼らず、 的な改革等を行うべきであり、 地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本 い地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や ⑵臨時財政対策債については、 源総額を確実に確保すること。 要を的確に反映し、地方交付税等の一般財 続するとともに、物価高騰等による財政需 費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継 「デジタル田園都市国家構想事業 安定的に交付税総額の確保 臨時財政対 極めて厳し

めること。 また、引き続き発行額の縮減・抑制に努

(3)税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にお

3

地方債の充実改善

復元については、一部に留まっているため 可欠であるので、これを堅持すること。 能」と、「どの地域に住む住民にも一定の 間の財源の不均衡を調整する財源調整機 ⑷過去に大幅に縮減が行われた段階補正の サービスが提供できる財源保障機能」 全額復元に取り組むこと。 いて、地方交付税の有する「地方公共団体 一は不

算定に当たっては、条件不利地域や財政力 の弱い町村において、人口減少の克服・地 わたる取組が必要であることを十分考慮す 方創生の目的を達成するためには、 「地方創生推進費」に係る地方交付税の

努めること。 ⑥交付税特会借入金の償還については、 還計画のとおり確実に行い 財政健全化に

政需要を的確に反映して、個別町村の行財 ティの維持等は、 をはじめ、生活交通の確保、 政運営に支障を来すことのないようにする ⑦地域の医療・保健・福祉サービスの確保 豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財 行う場合には、過疎、山村、 今後交付税の算定需要の見直しを 町村にとって大きな課題 地域コミュニ 離島、半島

踏まえ、 委託そのものが困難なところもあるなど実 が大きく、一律の行政コスト比較になじま (8) 基準財政需要額の算定について、そもそ 態は様々であることから、そうした実態を など、歳出削減努力以外の差によるところ も行政コストの差は、 ないことや、中山間地域や離島等では民間 町村の財政運営に支障を生じない 人口や地理的な条件

よう十分配慮すること。

、長期に

財政措置を講じること。 国家公務員の給与等の取扱いを踏まえると 源が減少することになれば、地方が自らの 要があるとの議論については、地方の努力 (9業務改革の取組等の成果が地方財政計画 きな差が生じていることにより、 10地方公務員の給与関係経費については、 必ず地方に還元すること。 体の行財政改革により生み出された財源は 改革意欲を損ねることのないよう、 大幅な増額が見込まれるため、 センティブが阻害されることから、 行政の無駄をなくし、 により行政コストを下げ、その分地方の財 に反映されるよう、計画策定を工夫する必 創意工夫を行うイン 必要な地方 地方団 地方の

早期に必要な見直しを行うこと。 川地域手当については、近隣市町村間で大 地域の実情など町村の意見等を十分踏まえ 支給地域・支給割合の検討に当たっては、 に支障が生じていることから、地域手当の 人材確保

職員の継続的な確保が図られるよう、 引上げ期間中についても、一定の新規採用 る体制を維持するため、地方公務員の定年 似町村が安定的に行政サービスを提供でき な地方財政措置を講じること。

特別会計に直接繰り入れること。 の性格を制度上明確にするため、名称を「地 (3)地方交付税は地方固有の財源であり、 会計を経由せずに地方交付税(地方共有税) 似地方交付税(地方共有税)は、 方共有税」(「地方交付税交付金」について 「地方共有税調整金」)に変更すること。 国の一般

報

化すること。

確保すること。()町村が、防災・減災対策、公共施設等の()町村が、防災・減災対策、公共施設等の

業を拡充するとともに、財政措置を充実強2公共施設等適正管理推進事業債の対象事安定的に確保すること。機構資金といった長期・低利の公的資金を機構資金といった長期・低利の公的資金をおた、財政融資資金や地方公共団体金融

3、累積する地方債の元利償還については、3、以連携事業や広域的に活用される施設整体において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、交付税措置率の引上げること。は過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整広域連携事業や広域的に活用される施設整体においては、非過疎地域に対する財源措置の充実を図ること。

5. デジタル化施策の推進

全国の町村が、それぞれの地域の個性・全国の町村が、それぞれの地域の持続性を最大限に引き出し、地域の持続性を超解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかあるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

1.行政のデジタル化等よって、国は次の事項を実現すること。

2023年(令和5年)12月4日

メーション(DX)の推進に当たっては、⑴町村におけるデジタルトランスフォー

まえた人的支援を更に充実すること。 題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。 とって、財政負担が大きな課題となってい財政負担が大きな課題となってい財政規模が小さく自主財源の乏しい町村に財政規模が小さく自主財源の乏しい町村に

な情報提供を行うこと。 は情報提供を行うこと。 は情報提供を行うこと。 はずバメントクラウドを活用した標準準拠とにより、町村の人材育成を支援すること。 とにより、町村の人材育成を支援すること。 をにより、町村の人材育成を支援すること。 をにより、町村の人材育成を支援すること。 をにより、町村の人材育成を支援すること。

お票售售加いステムへの多寸が困难ないるお売されている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧状況も異なることから、町村の意見を丁寧状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、それぞれの町村の状況に応じたき

措置すること。 措置すること。 措置すること。 措置すること。 持職準準拠システムへの移行に係る費用、クラウに、円滑な移行に向けた支援を行うこと。 に、円滑な移行に向けた支援を行うこと。 が、システムの移行に係る費用、クラウ が、システムの移行に係る費用、クラウ が、システムの移行に係る新たな経費、影 が、システムの移行に係る新たな経費、影 が、システムの移行が困難なシス

(6)ガバメントクラウドの利用料についてに、予算の大幅な拡充を図ること。額の見直しや交付対象を拡大するととも基盤改革支援補助金については、補助上限また、システム移行を支援するデジタル

財政支援を行うこと。
財政支援を行うこと。
お、その趣旨からも、可能な限り低額に設は、その趣旨からも、可能な限り低額に設は、その趣旨からも、可能な限り低額に設け、その趣旨がらも、可能な限り低額に設け、

更新に係る手続及び事務の簡素化を図ると 町村の負担が過大とならないよう、申請や 8マイナンバーカードに関する事務を担う ジタル技術を活用した地域社会の活性化 ⑦条件不利地域を含めた全ての地域がデジ 効期限の到来による更新手続の増加が想定 不利地域等のハンディキャップも考慮し ついては、 課題解決に係る事業の実施に要する経費に 策を講じるとともに、町村が独自に行うデ 者を含む全ての住民が等しくサービスの向 タル化に取り残されることなく、社会的弱 全の対策を講じること。 されることから、システムの安全稼働等万 十分な技術的・財政的支援を行うこと。 上を享受できるよう、国において必要な対 令和7年度以降、 財源の乏しい町村の実情や条件 電子証明書の有

な支援を行うこと。

に実施するため、技術的及び財政的に十分

用により、安心してサービスを利用できる関連システムを含めた安定的なシステム運り。マイナンバーカードの利活用の機会を増やさせるため、カードの利活用の機会を増やさせるため、カードの利活用の機会を増やさせるため、カードの取得率を更に向上に関する国民への丁寧な説明はもとより、民意しやすい仕組みを構築すること。 助金を安定的・持続的に措置すること。 助金を安定的・持続的に措置すること。

いて万全の措置を行うこと。

いて万全の措置を行うこと。

いて万全の措置を行うことが必要であるが、個々環境を構築することが必要であるが、個々に超過負担が生じないよう国の責任におけるがに超過負担が生じないよう国の責任におけるがでイナンバー制度の運用においては、町があることが必要であるが、個々環境を構築することが必要であるが、個々に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

(2)マイナンバーを活用した情報連携を円滑万全な地方財政措置を講じること。 フォームに係る町村の財政負担について、運営する自治体中間サーバー・プラット運営する自治体中間サーバー・プラット

ること。

スケジュール等を早期に示すこと。 の追加については、その趣旨や内容等を国の追加については、その趣旨や内容等を国の追加については、その趣旨や内容等を国

措置を講じること。ついては、全て国が負担するなど、適切なっては、全て国が負担するなど、適切なまた、事前の準備も含めた必要な経費に

実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。措置すること。また、人的支援など地域のする経費については国の責任において確実に及び収納に係る経費等、これに伴って発生及び収納に係る経費等、これに伴って発生する経費については、町村の意見をが必免収納におけるeLTAXの活用など、低公金収納におけるeLTAXの活用など、

(第三種郵便物認可)

援を拡充すること。

の整備・維持管理を行う事業者への財政支 おいて、光ファイバや携帯電話の基地局等 報

رع

国の責任において着実に整備を加速化する

村

策が必要となることから、万全の技術的 攻撃や情報漏洩等に対するセキュリティ対 16町村においても、 今後ますますサイバー 八的・財政的支援を講じること。

40

のシステム等の情報通信基盤については 10デジタル技術を活用した地域社会の活性 制等について、積極的に見直しを行うこと。 化・課題解決に取り組む際に障害となる規 、情報通信インフラやこれを活用するため 情報通信基盤の整備促進等

رح 営や維持・更新について必要な支援を行う る光ファイバ等の基盤整備について、 ②条件不利地域等において町村が実施す な財政支援を拡充・継続するとともに、 必要 運

対象とすること。 度については、 バンドサービスの維持等のための交付金制 費用と維持管理に係る費用の双方を支援の また、離島や中山間地域等不採算地域に あわせて、不採算地域におけるブロード 設備等の拡充・更新に係る

措置とすること。 の災害復旧と同等の国庫補助金、 ③町村が整備している光ファイバ網の災害 村においても利活用のニーズが予測される ンフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等 復旧については、デジタル社会を支えるイ ことから社会実証を積極的に進めること。 なお、ローカル5Gの普及については、 地方財政 ⊞Ţ

> (4)地上デジタルテレビ放送の通信施設を公 る費用を国が支援すること。 設で整備している町村に対して、 更新に係

6 地方創生の実現に向けた国土 政策の推進

地域の国土基盤の整備や地域交通の再生 ないが、とりわけ相対的に立ち後れている であり、着実に推進していかなければなら 社会資本の総合的な整備を図ることが基本 活性化は急務である。 国土政策は、国土の総合的な利用と保全

に展開する必要がある。 方分散型で地方を重視した国土政策を強力 割を将来にわたって担っていけるよう、地 れぞれの地域が、特性を活かした適切な役 漁村共生社会の実現」に向けて、全国のそ 能な国づくり・地域づくり」「都市・農山 口減少・少子高齢化が続く中で、 さらに、今後の国土政策においては、 「持続可

型の国づくり」や「将来にわたり持続可能 的に展開すること。 できるよう、各分野にわたる諸施策を積極 で安全安心な地域社会」を実現することが 担い続けていることを踏まえ、 て欠くことのできない極めて重要な役割を 保全、災害危機対応など、国民生活にとっ 料・エネルギーの供給、水源涵養、国土の 守り育み、伝統文化の継承はもとより、食 少ない人口ながら4割におよぶ広い国土を 国土政策の推進に当たっては、町村が 国は次の事項を実現すること。 「地方分散

7月閣議決定)において、 2 新たな国土形成計画(全国計画 令和5年 目指す国土の姿

極集中を是正する施策を推進すること。 地方への人の流れを作り出し、東京

の創生のための町村の取組を積極的に支援 同組合等の活動への支援等、 営組織(RMO)や特定地域づくり事業協 また、「小さな拠点」をはじめ、 個性ある地方

すること。 とともに、 高速自動車国道、一般国道、地方道等の連 3. 地方創生を強力に推進する上で重要な 携による道路ネットワークを整備促進する すること。 長期安定的に必要な財源を確保

齢者等住民の足の確保は、 ①中山間地域、過疎、離島、半島等の条件 積極的な施策を講じること。 ネットワークの確保・維持のため、 あることから、地域公共交通等生活交通 不利地域を始め、町村における通学者・高 住民生活を守っていくために不可欠で 地域公共交通の維持 、集落機能を維持 更なる

築協議会により検討を行う場合には るための補助経費や利用促進・活用を推進 のとなっていることから、地域の実情に応 する取組に対し、十分な支援を行うこと。 共交通であることから、地域鉄道を維持す ⑶鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公 とともに、 じた規制の見直しや町村の取組を支援する 域公共交通として欠かすことのできないも ②町村において、コミュニティバスやデマ ンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地 地域の鉄道のあり方について再構 財政措置を充実強化すること。

ぐ国土」の実現に向け、地域の魅力を高め として掲げられた「新時代に地域力をつな きるものとするとともに、地域公共交通の を受ける地方自治体の意見を十分に反映で を確保すること。 再構築に関する取組に対し十分な財政措置

分な支援措置を講じること。 となる地域公共交通計画の策定に対し、 (4)地域公共交通確保維持事業費の補助要件

地域運

う万全な支援措置を講じること。 ていくため、安定的に事業を継続できるよ から、地域の燃料供給体制を確保・維持し 油配送など不可欠な役割を担っていること 移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯 冢用車や農業用機械への給油のみならず、 町村におけるガソリンスタンドは、

所有者不明土地対策の推進

引き続き検討を行うこと。 の更なる充実を図るとともに、所有者不明 となった土地の管理責任の所在等について ⑴所有者不明土地の発生を予防する仕組み

担の軽減を図ること。 続きの簡素化及び予納金の在り方等財政負 する財産管理人選任申立について、 ②町村が住民の生活環境保全のために実施 事務手

務付けを行わないこと。 困難であることや地域の実態を踏まえ、 な職員が少なく、財政的・人的にも対応が たな計画の策定や役割について、 に当たっては、町村は土地に関する専門的 土地基本方針に基づく個別施策の推進

できるよう必要額を確保すること 町村が実施する地籍調査を円滑に実施

支援を充実強化すること。 など新手法の導入に対し、 また、リモートセンシングデータの活用 技術的・財政的

報

空き家対策の推進

行うこと。 ある空き家対策等について積極的に検討を 全措置(即時強制)の規定整備、 できるよう、福祉関連情報の活用、 、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施 借地上に 緊急安

き家対策に要する費用に対する財政措置を 財産管理人選任申立等、 ②行政代執行や略式代執行、緊急安全措置、 充実強化すること。 町村が実施する空

検討を行うこと。 密接に関係することがあるため、 ⑤空き家対策は、所有者不明土地対策とも 具体的に実効性のある基準を示すこと。 なって一定年数が経過していることなど して、 (4)管理不全空家等と判断するための要件と 付金等により、 ることから、デジタル田園都市国家構想交 整備を始め地方創生の観点からも重要であ ③空き家の有効活用は、 損傷等の程度のみならず、 積極的に支援を行うこと。 移住・定住の環境 空き家と 一体的に

週

10 情報提供すること。 係る処理基準や技術的な助言を、 措置を充実強化するとともに、当該事業に 朽化等に伴う解体・改修事業に対する財政 を含む)等が施工されている公共施設の老 吹付アスベスト(非飛散性アスベスト 速やかに

等について実態に即した引上げを行うこと。 すことのないよう、早期に補助率、 とから、町村が実施する事業に影響を及ぼ 建設費の高騰等が続いているこ 補助単価

2023年(令和5年)12月4日

環境保全対策の推進

SDGsやパリ協定という国際的な共通

に向けた取組が求められている。 の実現に向け、これまで以上に国、 及び2030年温室効果ガス排出削減目標 おいても2050年カーボンニュートラル を目指す動きが加速している中、 目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現 企業等の連携及び各機関による実現 我が国に 地方自

よって、国は、次の事項を実現すること。 脱炭素社会の推進

けた対策を講じること。 を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とと の持つポテンシャルを最大限活かした取組 生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村 ⑴豊富な天然資源を有する農山漁村は、 持続可能な農山漁村地域の発展に向 再

安定的に確保すること。 の町村を支援できる十分な財源を継続的 域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全て 緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地 村が積極的に活用できるよう、交付要件の いては、先行地域のみならず、意欲ある町 ②地域脱炭素移行・再エネ推進交付金につ

が促進されるよう、効果的な支援策を検討 住宅・建築物における省エネ性能等の向上 EH)の導入や断熱改修の推進等により ③ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ア すること。

まえ、 進めること。 要件の大幅拡充など、更に積極的に設置を 動車100%の実現が表明されたことを踏 (4)2035年に乗用車の新車販売で電気自 充電インフラの整備について、 補助

地球温暖化対策の推進

⑴町村における地方公共団体実行計画 $\widehat{\mathbb{Z}}$

たっては、

分別収集の事務を担う町村の財

援を講じること。 (2)町村が、

空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難と の取組を一層強化していく必要があるが 3R (リデュース、リユース、リサイクル) ⑴我が国では、循環型社会の形成に向けて なる高齢者の増加等、 増えていくことが懸念される。 廃棄物を巡る課題が

画に支障が生じることがないよう、当初予 処理施設の整備に関し、 する取組を総合的に推進すること。 進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関 算において所要額を確実に確保すること。 の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計 進交付金については、予算不足による事業 ⑵全国的に更新時期を迎えている廃棄物 援するとともに、第四次循環型社会形成推 国は、その対応に当たる町村の取組を支 小型家電リサイクル制度の推進に当 循環型社会形成推

担が生じないよう技術的人的支援や財政支 知見や財源不足等が懸念されることから 地域の実情に十分配慮し、町村に過度の負 域施策編)の策定に当たっては、 専門的な の実態を十分に踏まえること (4)家電リサイクル制度の見直しに当たって 政負担とならないよう万全の措置を講じ なお、

制度の見直しに当たっては、

続きの簡素化や人材支援を講じること。 ついては、 (3)地域脱炭素化促進事業計画の認定制度に う、積極的に税財政上の措置を講じること。 また、町村の地方公共団体実行計画に設定 出抑制等における施策目標を達成できるよ 地球温暖化対策の取組を推進できるよう した温室効果ガス削減目標及び区域内の排 町村の負担軽減のため、 その自然的社会的条件に応じた

①家電製品の再商品化費用の徴収方法につ

次の事項を実現すること。

循環型社会の構築 人口減少・少子高齢化の進行により

事務手 見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行う ②インターネット通販の拡大等、販売方法 回収の仕組みを構築すること。 え、事業者の引取義務が十分に果たされる 及び購買行動が多様化している実態を踏ま る促進を図るため、速やかに「前払い方式」 いて、不法投棄の防止と適正処理等の更な に移行すること。 また、対象品目外の処理状況や町村の意

で行うこととすること。 ③不法投棄物の回収は、 製造業者等の責任

費用及びリサイクル費用を製造業者等の負 万全の措置を講じること。 担とするなど、町村の負担とならないよう また、町村が回収した場合は、 その回収

別保管に係る町村と事業者の費用負担及び 役割分担について、 責任の強化を図るとともに、分別収集・選 のため、循環型社会づくりの基本理念であ ⑤持続的な容器包装リサイクル制度の確立 る拡大生産者責任の原則に基づき、事業者 更に適切な見直しを行

回収品目の追加や資源回収量等の増加に伴 (bプラスチック一括回収の導入による分別) スを優先させる仕組みを構築すること。 また、リターナブルびんの普及等、リユー

週

村

よう、 ر کے 地域の実情に応じたきめ細かい支援を行う い 町村に過度な負担が生じることのない 十分な財政措置を講じるとともに、

にすること。 執行によらない原状回復への支援等も対象 事業」については、 を拡充するとともに、 対策支援事業」及び「離島対策支援事業. (?)自動車リサイクル法に基づく「不法投棄 未然防止対策や行政代 「不法投棄対策支援

置を講じること。 町村の財政負担とならないよう、 また、不法投棄車の回収費用等について、 万全の措

報

推進すること。 (9低コストのリサイクル技術の開発、リサ の削減に取り組むよう強力に指導すること。 製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量 対策に万全を期するとともに、製造業者が (8)国・製造業者の責任を強化して不法投棄 イクル製品の流通体制の確立と需要の拡大 総合的な廃棄物再生利用対策を強力に

迅速な対応ができるよう財政支援の早期確 処理に当たる自治体の実情を十分考慮し、 ないよう万全の措置を講じること。 な事業費を確保し、地方の財政負担が生じ)海岸漂着物等対策を推進するための必要 なお、漂着木造船等については、 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進 弾力的な運用を図ること。 回収

(第三種郵便物認可)

(2)海岸漂着物等対策を推進するための財政 施するため必要な法制を速やかに整備す 一の措置その他総合的な支援の措置を実

(3)国外からの海岸漂着物等については、 原

> 因究明とその防止策、 外交上適切に対応すること。 監視体制の強化等

5. 「地域循環共生圏」の推進

ため、 政支援を拡充すること。 出や気候変動への適応等のために必要な財 活用した分散型エネルギーシステムの構 ⑴各地域で「地域循環共生圏」を推進する ムの導入、地域特性を活かしたビジネス創 高齢化社会に適した交通・移動システ 災害に強い地域づくり、 地域資源を

の普及促進を図ること。 らの資金調達を促すためのESG地域金融 年間にわたる事業の確実な実施、 術・知見を有する人材の確保並びに民間か (2) 「地域循環共生圏」の推進のため、 高度な技 複数

なって実施すること。 も資する施策を、地域のニーズを丁寧に汲 と密接に連携しながら、 み取り、 域活性化や地域が直面する諸課題の克服に (3) 「脱炭素・循環・共生」のみならず、地 町村をはじめ地域の様々な関係者 関係省庁が一体と

特定外来生物の防除に対する支援

細かい支援を行うこと。 分な財政支援等の地域の実情に応じたきめ の防止に関する法律の改正に伴い、町村が 行う特定外来生物の防除等については、十 特定外来生物による生態系等に係る被害

地域保健医療対策の推 進

策を推進することが必要である。 する地域住民のニーズの高度化や多様化等 による疾病構造の変化、 に対処するため、 急速な高齢化の進展、 総合的な地域保健医療対 保健サービスに対 慢性疾患の増加等

> き必要である。 ては、5類感染症に移行したが、今後の感 染状況によって、ワクチン接種をはじめと した感染対策に対する適切な支援が引き続 新型コロナウイルス感染症につい

よって、 医療提供体制の充実強化 国は次の事項を実現すること。

けた方策を講じること。 医療を担う医師の養成と地域への定着に向 めるとともに、老朽化による建替えや改修 ②医師確保対策の更なる推進のため、 ついては迅速に対策を行うこと。 に、災害拠点病院及び救命救急センターに に対し、十分な財政措置を講じること。特 ⑴病院の震災対策、 水害対策等を早急に進

担う医師が十分確保される仕組みとする 師の偏在を助長することなく、地域医療を また、新たな専門医制度については、 矢

ど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的 過疎地域等での一定期間の勤務義務付けな ③地方における医師不足は深刻化している 給調整の仕組みを構築すること。 に、地域の実情に合った柔軟で実効ある需 に解消する仕組みを早急に確立するととも 定員配置等の規制的手法の導入や

(5)看護師、 策を推進すること。 の整備の促進・安定的な運営の確保等によ もに、へき地診療所・へき地医療拠点病院 療を提供する医師の養成・確保を図るとと 療を確保するため、 ⑷中山間地域・離島等のへき地における医 地域の実情に応じたへき地保健医療対 助産師、 へき地等で総合的な医 栄養士、 薬剤

(6)町村における公立・公的病院は、 地域への定着を実現すること。 就労環境の整備等を促進し、偏在の解消と 師等専門職の養成・確保を図るとともに、

欠くことのできない基幹的な医療機関であ

進によって、地域医療の崩壊を招くことが まっているため、 ないよう、地域医療の実態を踏まえて、 ⑦医師の働き方改革については、 たすなど、その機能と役割はますます高 地域医療の最後の砦としての役割を果 再編統合を強制しない 拙速な推

自治体病院等への支援

重に取り組むこと。

地域医療を確保し、経営の安定化を図るた め一層の財政支援措置を講じること。 ⑴不採算部門を抱える自治体病院に対し、

響が生じないよう、地域医療確保の観点か 来すことのないよう、十分配慮すること。 ②消費税引上げに伴い医療機関の経営に影 必要な対策を講じること。 直す場合には、自治体病院の運営に支障を また、病院事業に係る財政支援措置を見 診療報酬や消費税の制度見直しなど、

現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮する 県が事業を実施するに当たっては、民間事 状に鑑み緩和措置等を充実させること。 は公的な医療機関が地域医療を担っている 業者の参入が少ない中山間地域等において (4)医療介護総合確保方針に基づいて都道府 診療報酬の減額について、過疎地域等の現 ③医師標欠及び看護職員の配置基準に係る

⑤ 外国人患者による医療機関での未収金の

保健師

3 を講じること 発生予防や解消に向け、 小児救急を始めとする救急医療体制及び 救急医療・周産期医療の体制整備 適切な措置や支援

進するため、 る際には、在宅医療と介護の連携強化を推 ⑴市町村が地域包括ケアシステムを構築す 国として必要な支援を講じる

保を図ること。 盤整備を進めるとともに、 ②在宅医療・訪問看護を推進するための基 人材の養成・確

報

5 がん検診の推進

ること。 を拡げるとともに、必要な財政措置を講じ がん検診の推進に当たっては、 対象年齢

強化等 新型コロナウイルス感染症対策の充実

期に示すとともに、必要な財政措置を講じ う、予防接種法上の位置付けをはじめ、 ②令和6年度以降のワクチン接種について る広域的な支援体制を充実強化すること。 従事者の派遣等、国・都道府県の連携によ 町村において、 (1)中山間地域・離島等医療資源が限られた 地域ごとの医療体制等を踏まえ、医療 希望する国民に混乱なく接種できるよ 接種対象者等の具体的な方針を早 医療提供体制を確保するた 接

2023年(令和5年)12月4日

体制等の状況を踏まえ、病床確保等に係 いよう、患者発生動向や医療機関の受入れ ③医療機関による入院調整に支障を来さな

43

و لح رَ る支援の継続も含め必要な措置を講じる

おいて万全の対策を講じること。 (4)新たな感染症の危機に備えるため、 国に

を行うこと。 ついては、国の責任において全面的な支援 また、新たな感染症対策に係る経費等に

とともに、十分な財政支援を講じること。 周産期医療体制の体系的な整備を推進する

在宅医療等の推進

感染症対策の推進

能とすること。 ワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可 オワクチンを定期接種の対象とするととも ②第2期の定期接種において、不活化ポリ おける定期接種の対象とすること。 源措置を講じた上で、早急に予防接種法に 全性が確認されたワクチンについては、 ⑴おたふくかぜ、帯状疱疹等の有効性、 に、2種混合ワクチンの代わりに百日せき 財 安

町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよ う (4)風しんに関する追加的対策については、 染防止に関する必要な対策を推進すること。 のダニ類を媒介とする感染症について、感 ③症熱性血小板減少症候群(SFTS) 等

9 少子化対策とこども・子育て 政策の推進

推進し、こどもを産み育てることの喜びや り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフス 子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図 影響を及ぼしている。地域における若者 社会、 テージに応じた切れ目のない支援ととも 我が国における少子化の急速な進行は 仕事と子育てを両立できる環境整備を 経済、 地域など様々な分野に深刻な

らない。 動員して少子化傾向を反転させなくてはな

必要な対策を講じること。

楽しさを実感できる社会を実現する必要が

こども・子育てに係る社会全体の構造と意 自治体、事業者、地域社会等が連携して ない最重要課題であり、あらゆる政策を総 識を変えていくことが求められている。 子育て政策を強化するとともに、国、 少子化対策は喫緊に対応しなくてはなら そのため、「未来への投資」としてこども 地方

の確保を行うこと。 もに、仮に地方負担が生じる場合に税財源 任において制度の拡充・見直しを行うとと 支援に取り組むことができるよう、国の青 よって、国は次の事項を実現すること。 全ての町村が積極的にこども・子育て

図ること、 て必要な措置を講じた上で実施すること。 子育て支援施策に地域間格差が生じること 娠・出産、子育てができる環境を整備する のないよう、全国一律に実施すべき総合的 る取組に対する更なる財政支援等の充実を な施策については、 ため、市町村が地域の実情に応じて実施す また、自治体の財政力等によってこども 若者・子育て世代が安心して結婚、好 国の責任と財源におい

図るため、 また、子育て世帯の経済的負担の軽減を 各種支援制度を拡充強化する

体的な制度設計に当たっては、地域の実情 も・子育て政策の強化に係る各種施策の見 3.「こども未来戦略方針」について 「こども未来戦略方針」に示されたこど

> に即した施策を実現するため、 市町村の意見を十分反映させること。 示された児童手当の拡充や「こども誰でも 「こども・子育て支援加速化プラン」に 現場を担う

通園制度(仮称)」のような全国一律で行

う施策の実施に必要な財源については、

地

方負担分も含め国の責任において確実に確

③こども・子育て政策の強化に向けては、 保すること。 財源の確保及び充実を図ること。 供についても、地域の実情に応じた創意工 地方と国が車の両輪となって取り組むこと 夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方 が重要であり、市町村が行うサービスの提

要な支援を行うこと。 る市町村に対し人的支援、 現場を抱える市町村の意見を尊重すること。 場における職員配置基準の見直しや「こど (4)戦略方針に示された幼児教育・保育の現 う、地域の実情等を踏まえ、実施主体とな を推進する際は、地域間格差が生じないよ な状況等も踏まえ、必要な人材の確保など ては、地方部における保育士の確保が困難 も誰でも通園制度(仮称)」の検討に当たっ 「こども大綱」に基づく具体的な施策 財政支援など必

国統一的な制度として無料化を実施する こども医療費助成事業については、 全

う、「子ども・子育て支援新制度」を拡充 6. 強化すること。 に対するサービスを安定的に実施できるよ ⑴町村が地域の実情に応じ、全てのこども 子ども・子育て支援新制度について

②幼児教育・保育の無償化の財源について

10

医療的ケア児の地域生活支援の向上を

町

報

措置を図り、速やかな情報提供に努める たっては各自治体の事務負担の軽減・予算 立った政策を進めるとともに、 遇のこども・若者、子育て当事者の視点に 充実など、一層の人材確保に取り組むこと。 供できるよう、保育士の養成や処遇改善の ③地域における保育サービスを持続的に提 すること。 国の責任において必要な財源を確実に確保 は、 こども家庭庁においては、 これまでの国と地方の協議を踏まえ、

8 政支援等を行うとともに、適切な措置を講 ア事業等については、 提供できるよう、伴走型相談支援や産後ケ に、 の緩和など、対策の充実・強化を図ること。 のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件 するとともに、 するため、国において安定的な財源を確保 じること。 市町村が切れ目のない包括的な支援を 全てのこども・子育て世帯と妊産婦等 放課後児童健全育成事業を着実に推進 放課後児童支援員の確保等 国において必要な財

村

の拡充を図ること。 れについて、地域の実情に応じて支援が実 図るため、医療的ケア児の受入れ体制整備 施できるよう、十分な財政措置や補助制度 に係る補助事業の拡充等、 また、特別な配慮を要するこどもの受入 必要な支援を行

待防止対策体制総合強化プラン」等に基づ 市町村の体制整備に必要かつ十分な財 児童虐待防止のため、 「新たな児童虐

第3262号

確保に対する支援の充実を図ること。 政措置を講じるとともに、専門人材の育成 困難を抱えるこども・子育て世帯の支

構築に対し支援を行うこと。 とから、地域における包括的な支援体制の 機会を提供することが重要な課題であるこ もたちが自立する力を伸ばすことのできる 生まれ育った家庭状況に関わらず、こど

あらゆる境

実施に当

制度の見直し等、 13 産・子育てをためらわないよう、減額返済 14 方自治体への財政支援を行うこと。 充等を図るとともに、独自の支援を行う地 の希望が叶えられるよう保険適用範囲の拡 生活支援、就労支援及び経済的支援等につ 加しているため、対象となる保護者に対し また、経済的基盤の弱い子育て世帯が増 不妊治療について、こどもを望む夫婦 奨学金の負担が原因となって結婚・出 必要な措置を講じること。 柔軟な返済が可能になる

障害者保健福祉施策の推進

ような対策を講じること。

役割を持って、安心して暮らすことができ み、 責任において必要な予算総額を確保する る地域社会の実現を図る必要がある。 障害者及び障害児が希望する生活を営 地域生活支援事業等については、 地域や職場、学校において生きがいや 国は次の事項を実現すること。 国の

ては、 3 2. 重度心身障害者への医療費助成につい 障害福祉サービスを継続して提供でき 国による財政措置を講じること。

見直し等を行うこと。 従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。 るよう、事業者参入を促進するとともに、 また、サービス内容に即した報酬単価の

る支援を充実させること。 構造の改善及び設備の整備等の取組に対 し、財政支援及び人材の育成・確保に対す よう町村が実施する相談体制等の整備や啓 障害者が地域社会で安心して暮らせる 社会的障壁の除去のための施設の

きるよう、国は十分な予算額を確保すると 民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応 は適切な支援措置を講じること。 円滑に障害者雇用を進められるように、 の一部を改正する法律」について、 5.「障害者の雇用の促進等に関する法律 地域の実情に合わせた事業を円滑に実施で する包括的な支援体制を整備した町村が 地域共生社会の実現に向けて、地域住 、町村が 玉

介護保険制度の円滑な実施

ともに適切な支援措置を講じること。

り一層推進することが重要である。 サービスを継続して受けられるよう、地域 の地域に住んでいても利用者が安心して の実情に応じた地域包括ケアシステムをよ となり、一層の高齢化が進行する中で、ど 我が国全体が長期にわたる人口減少社会

な運営を図ることが喫緊の課題となって の提供等、 材の育成・確保やニーズに応じたサービス そのような中、町村においては、介護人 介護保険制度の円滑かつ安定的

よって、 国は次の事項を実現すること。

> 織等での運営を推進するなど広域化を図る 生じている。公平、公正かつ、効果的な制 度運営のため、都道府県単位の広域連合組 保険料やサービスの供給に地域格差が 高齢化の進展及び人口の減少等によ

財政運営の充実

付費の20%)のうち5%が調整財源(調整 (1)国の負担 交付金)とされているが、これを外枠とす (居宅給付費の25%、 施設等給

機能強化推進交付金制度の運用に当たって ②介護保険保険者努力支援交付金・保険者 次の点に留意すること。

域や離島等に所在する保険者に不公平が生 じることのないよう配慮すること。 を用いた取組の評価については、中山間地 者機能強化推進交付金」の前提となる指標 「介護保険保険者努力支援交付金・保険

区分の見直しを行うこと。 規模別(5区分)に交付金の配分を行う仕 前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分 組みが導入されたが、地域資源や体制等の にならないよう、人口規模を考慮するなど、 令和2年度から、第1号被保険者

②保険者のある取組の実施状況が他の取組 後とも指標の配点においてマイナス点 による得点を打ち消すことになるため、 は設定しないこと。 今

慮すること おける評価や報告に係る事務負担に十分配 ③評価指標の設定に当たっては、

て市町村の得点獲得状況が一般公表された ④保険者の取組の「見える化」の一環とし

報

府県において負担すること。 (3)財政安定化基金に係る財源は国及び都道 来さないよう、最大限配慮すること。 来さないよう、最大限配慮すること。

こと。

三と。

「こと。

こと。

こと。

こと。

講じること。 第は、国の責任において適切な財政措置を 4.低所得者に対する施設住居費等の軽減

護人材の確保に引き続き取り組むこと。 は、地域の実情に応じた基盤整備ができるは、地域の実情に応じた基盤整備ができるは、地域の実情に応じた基盤整備ができるは、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町6・「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、町の確保等により、介護サービスを支える介的確保等により、介護サービスを支える介護総合確保基金について

7. ト隻み方・日常上舌を爰総合事業に系講じること。 講じること。 新たな支援策をが適切に提供できるよう、新たな支援策をが適切に提供できるよう、新たな支援策をまた、中山間地域や離島等においてもまた、中山間地域や離島等においても

2023年(令和5年)12月4日

ランティア等の参入が促進されるよう支援8. 生活支援サービス等を担うNPOやボ

45

9. 地域区分について策の充実を図ること。

囲での設定を検討すること。を有する市町村域を超えたより広域的な範9.地域区分については、行政的に一体性

ること。
や離島等の地域区分については十分配慮すや離島等の地域区分については十分配慮すまた、人材確保の観点から、中山間地域

報提供に努めること。保できるようにするとともに、速やかな情断村における準備と周知に十分な期間を確10.介護保険制度の見直しに当たっては、

負担の均衡に配慮すること。 に及ぼす影響に留意するとともに、給付と11.介護報酬の改定に当たっては、保険料

1.医療保険制度の安定運営の確保

医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他られる中、とりわけ、国民健康保険は、他られる中、とりわけ、国民健康保険は、他のがなくてはならない。

実現すること。
ていくことができるよう、国は次の事項を険を将来にわたり持続的、安定的に運営し険を将来にわたり持続的、安定的に運営し

- . 医療保険制度の一本化の実現

て必要な財政措置を講じること。

として一本化すること。
として一本化すること。
として一本化すること。
として一本化すること。
国民皆保険制度を堅持するためには、負国民皆保険制度を堅持するためには、負

2. 国民健康保険の安定運営の確保

(1)今般の国保制度改革が実効ある改革とない(1)今般の国保制度改革が実効ある改革とない、毎年3、400億円の公費投入をまえ、各自治体の実情に応じて財政支援をまえ、各自治体の実情に応じて財政支援をまえ、各自治体の実情に応じて財政支援をまえ、各自治体の実情に応じて財政支援をまえ、各自治体の実情に応じて財政支援をまえ、各自治体の実情に応じて財政支援をまえ、各自治体の大会の政策を踏みがある。

(4)都道府県と市町村の役割分担や各種制度部について、それぞれの担う役割や制度の数について、それぞれの担う役割や制度のかについて、それぞれの担う役割や制度の数にでいる。

が生じることのないよう、国の責任においが生じることのないよう、国の責任においては、市町村等保険者に追加的な財政負担で、万全の支援を講じること。 て、万全の支援を講じること。 おうれん の
は、市町村事務処理標準システムの導
また、市町村事務処理標準システムへの

(7)保険料軽減判定所得の算定方法等の見直の責任で全額措置すること。 の責任で全額措置すること。 に、運用に係る経費について、国の責任で全額措置すること。 に対し、丁寧な情報提供を行いでは、 では、運用に係る経費について、国の進康確保・増進に向けた保健医療

措置については、国の負担割合を引き上げいる。こどもに係る均等割保険料(税)の軽減及び財政負担に十分配慮すること。及び財政負担に十分配慮すること。のでは、標準シストラーでは、場合は、市町村の理解が得られる

経費に対し十分な財政措置を講じること。るとともに、対象範囲を拡大すること。のオンライン資格確認等システムの機能追いすっては、関係者間の費用負担の在り方にとともに、関係者間の費用負担の在り方にとともに、関係者間の費用負担の在り方に当たっては、関係機関における所要のシステム導入を促進するとともに、市町村における周知広報、資格確認等システムの機能追いオンライン資格確認等システムの機能追いオンライン資格確認等システムの機能追いすること。

また、保険者に対し一体化に向けた準備を進めるために必要な情報を速やかに提供を進めるために必要な情報を速やかに提供するとともに、国民が安心して手続きを行い高額薬剤の保険適用や医療技術の進展に比に向け、適切な措置を講じること。正化に向け、適切な措置を講じること。上げにつながらないよう、必要な財政支援を講じること。

が責任を果たすこと。

いては、今後とも生活保護制度において国いては、今後とも生活保護制度において国等に把握しながら慎重に行うこと。

寧に把握しながら慎重に行うこと。

にすること。

週

2

市町村職員に対する研修体制の充実を

46 13 国民年金事務の一元化の実現

円滑な運営を図るため、 な対応が求められている。 ており、専門性とともに法令に基づく適正 入以降も度重なる法令改正により複雑化し 国民年金事務は、マイナンバー制度の導 国は、 国民年金事務の適正かつ

へ一元化を図ること。 ること。 国民年金事務について、 次の事項を実現す 日本年金機構

るようにすること。 町村で日本年金機構の出先窓口を設置でき また、一元化に当たっては、 希望する市

ついて、全市町村に確実に提供されるよう 催し、速やかに詳細な情報提供を行うこと。 全ての年金事務所で事前の事務説明会を開 扱いを大幅に変更するような法改正時には、 図ること。 市町村で新規事業が発生する場合や取 日本年金機構の統一業務マニュアルに

14 孤独・ 孤立対策の推進

(第三種郵便物認可)

てきている 孤立に関する問題は一層深刻化・顕在化し や社会構造の変化等により、個人と社会及 できたが、単身世帯や単身高齢世帯の増加 びNPO等の支援組織等とともに取り組ん るため、孤独・孤立対策に国、 び他者との関わりが希薄になる中で、孤独 までも誰ひとり取り残さない社会を構築す 住民に身近な存在である市町村は、これ 都道府県及

> 2.「孤独・孤立対策地域協議会」につい 運用できるように配慮するとともに、新た における取組を強力に支援すること。 村や民間支援団体等の意見を踏まえ、 れた施策を確実に実施するとともに、市町 ため、国は、次の事項を実現すること。 対策の更なる強化や推進体制の充実を図る こうした現下の状況に鑑み、孤独・孤立 「孤独・孤立対策の重点計画」で示さ 市町村が地域の実情に応じて柔軟に 現場

組について、財政支援を充実すること。 3 市町村や民間支援団体等が実施する取 すること。

けた支援を講じること。 員の確保や緊急時の実効ある体制整備に向 対面による相談の強化・拡充のため、相談 また、SNS等によるオンラインや電話

いて支援を講じること。 むために必要となる人材確保・育成等につ て実施する生活支援、就労支援等に取り組 生活困窮者に対して国と地方が連携し

5. こどもの貧困対策として、市町村等が

図ること。

15 教育施策等の推進

育環境を整備することが重要である。 に参画するための資質・能力を育成する教 た教育の実現を図るとともに、社会の形成 に生きるため、一人ひとりの個性に合わせ 能な社会の創り手として未来社会を自立的

な負担が生じることのないように十分配慮 よって、国は次の事項を実現すること。 義務教育の充実改善

意見を十分に反映すること。 義務教育制度の検討に当たっては、

町村の

6 等が行う支援に対する財政措置等の拡充を 推進するとともに、市町村や民間支援団体 対応等が必要であり、相談体制の整備等を どもの心身の健やかな育ちのためにも早期 負っているヤングケアラーについては、こ 保・拡充を図ること。 じた取組を支援するための各種交付金の確 過ごせる居場所づくり等、地域の実情に応 実施する学習支援やこどもたちが安心して 年齢に見合わない重い責任や負担を

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可

⑴地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らし 導するため、教員の質の向上を図ること。 定数を長期的な視点から安定的に確保する とともに、こどもたち一人一人を丁寧に指 た教育を行うため、地方が必要とする教職 また、教職員配置や学校運営の在り方等

中学校の消滅は、 ②地域住民のよりどころとなっている小 行わないこと。 合につながる機械的な教職員定数の削減は 少子化を理由として、 地方創生にも逆行することから 地域コミュニティの衰退 強制的な学校の統廃

③少人数学級を計画的に進めていくに当 を図ること 域の実情に応じた教職員の確保・質の向上 たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地

導などを担う加配教員を削減することな 職員定数の改善を図ること。 校においては、複式学級の解消も含めた教 ⑷小規模校が多い離島・中山間地域等の学 く、安定的な財源によって措置すること。 その際、少人数指導、専科指導、 生徒指

> 和するとともに安定的・計画的な配置が可 係る基礎定数化については、算定基準を緩 能となるよう、着実に進めること。 ⑤ 通級指導や外国人児童生徒等への教育に

障害種などに対応する加配定数の削減は行 わないこと。 その際、 へき地や対象児童生徒の少ない

げなど、特別支援教育の充実を図ること。 数の改善、 ター」の専任化を推進するための教職員定 携調整等を担う「特別支援教育コーディネー を行う「特別支援教育支援員」配置の促進 別の指導(「通級による指導」)の充実や、 障害)など障害のある児童生徒に対する特 ⑥小・中学校の普通学級に在籍する、 に向けた財政措置の拡充、関係機関との連 日常生活上の介助や学習指導上のサポート (学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性 特別支援学級の編成基準の引下 L

できるよう、 して地域の実情に応じた取組を行うことが また、医療的ケアを要する児童生徒に対 十分な財政的支援措置を講じ

(8) 学校図書館図書整備等5か年計画に基づ ついて適切な措置を講じること。 るよう、JETプログラムや民間委託等に ⑦小学校の外国語活動や中学校の外国語教 育において、ALT等を積極的に活用でき

員の配置基準の見直しを行い、 な対応のため、 (9)食育の推進、 ること。 栄養教諭及び学校栄養職 食物アレルギーへの十分 充実を図

置単価の引上げ等、

十分な財政措置を講じ

いて、学校司書の配置を促進するため、

配

の見直しを行うこと。 全小・中学校に配置できるよう、 アの面で重要な役割を担う養護教諭を公立 10児童生徒の健康管理、保健指導や心のケ 配置基準

ラン)に示された関連事業を着実に推進 に向けた不登校対策」(COCOLOプ まえ、「誰一人取り残されない学びの保障 川不登校児童生徒が増加していることを踏 ること。 し、児童生徒の不登校対策を充実強化す

ること。 もに、維持管理等に係る財政支援策を講じ 運営について、必要な人材を確保するとと また、教育支援センター(適応指導教室)

報

政措置を継続・拡充すること。 きるよう、ICT環境整備の費用に係る財 ①ICTを効果的に活用した教育が推進で 2 GIGAスクール構想の推進

国の責任において必要な財政措置を講じる 財政支援の方針等を早期に示すとともに、 20日日日スクール構想で整備された一人 台端末等の更新に係る費用については、

財政措置を継続・拡充すること。 支援員の配置水準を引き上げるとともに、 (4)GIGAスクールサポーター及びICT 導入費用について、財政支援を講じること。 ニングコスト及び学習用ソフトウェア等の ③ICT機器の保守管理や通信費等のラン

に実施すること。 営支援センター整備事業については、着実 じることのないよう、GIGAスクール運 また、ICT教育による学びの格差が生

2023年(令和5年)12月4日

⑤GIGAスクール構想の推進に当たり

すること。 実践例の全国展開等を推進する「GIGA よう、教師の指導力向上の支援や効果的な 地域間・学校間の格差が生じることのない スクール構想の加速化事業」を着実に実施

任において財政措置を講じること。 財政負担が生じることがないよう、 するとともに、無償給付の対象にすること。 討に当たっては、町村の意見を十分に反映 の格差等生じることのないよう、導入の検 徒の心身の発達への影響や教職員の指導力 ⑥デジタル教科書導入については、児童牛 また、早期に導入する町村については 国の責

ては、 続的な財政措置を講じること。 「授業目的公衆送信補償金制度」につい 町村に財政負担が生じないよう、 継

3. 公立小・中学校施設等について、 確保、長寿命化のための施設改修や建替え 4. 老朽化した公立社会教育施設の安全の な予算額を確保すること。 をなくし、計画的に実施できるよう、 が実施を計画している教育環境整備に係る トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村 化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置 実際の経費と交付額の乖離 十分 耐震

5. 文化財保護行政は、当該自治体の負担 補助制度の充実、 じめとする埋蔵文化財発掘調査等に対する 合活用整備事業の拡充や、本発掘調査をは が過重になっていることに鑑み、史跡等総 専門人材育成・確保への

能向上に対して国の財政措置を拡充する 省エネルギー化・バリアフリー化等の機

各種装置の高度化、施設の多機能化

を講じること。

しを行うこと。

支援すること。 域における生徒の通学費、住居費について 中山間地域等の高校通学が困難な全ての地 また、離島高校生修学支援費と同様に

けること。 離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設 ら、中山間地域の小規模高等学校について 教育の機会均等、 進路保障等の観点か

学校部活動について

導者等の育成を推進すること。 性や資質を有する教員を含め指導者の人材 ⑴中学校における部活動については、 確保や部活動に必要な施設整備が図られる よう、財政支援措置を講じるとともに、

③地域のスポーツ団体等に生徒が参加する 指導者等の育成を推進すること。 るよう、必要な財政措置を講じるとともに や受け皿となる組織・施設の整備が図られ ⑵専門性や資質を有する指導者の人材確保 支援など、文化財保護に対する適切な措置

ため、スクールバス導入に係る財政支援の 6. 児童生徒の登下校時の安全を確保する 拡充を図ること。

ガイドライン」が定める時間制運賃の算出 用形態が大きく異なることから、「輸送の 方法について、スクールバスに適した見直 安全を確保するための貸切バス選定・利用 通常の貸切バスとスクールバスでは使

交付すること。 離通学費については6年目以降も継続して へき地児童生徒援助費等補助金の遠距

専門 指

会費など新たに生じる保護者等の費

動の指導に携わる教員の熱意に応えるた (4)休日の部活動指導手当については、 用負担が課題になることから、国の責任に おいて必要な財政措置を講じること。 大幅に増額するなど算定基準の見直し

を行うこと。

現場の意見等を十分踏まえ、 実証事業等を通して検証を行うとともに、 それぞれの地域の事情や課題等について、 (5)学校部活動の在り方等を検討する際は 立った施策を講じること。 生徒の立場に

16 農業・農村対策の推

域がそれぞれの特徴を活かした政策を実施 よう、次の事項を実現すること。 し、農業・農村が将来にわたり持続できる 食料・農業・農村基本計画に基づき、

地域政策が「車の両輪」であることを堅持 な改正を行うこと。 から、農村政策の一層の充実を支えるよう 後の政策の実施に当たっては、産業政策と (1)食料・農業・農村基本法の見直し及び今 が打ち出した「地域政策の総合化」の視点 し、2020年食料・農業・農村基本計画 農業・農村政策の一体的な推進

②国と自治体が農村社会の目指す姿を共有 きな方向性に関する協議を行うため、 に関する国と自治体との協議の場を設ける 政策の内容や財源の在り方について大

や自治体への周知期間を十分に設定すること。 ③新規事業や制度改正の際には、 報提供、事前協議をするとともに、農業者 また、農林水産省共有申請サービス(e 早期の情 する取組の強化

週

村

2 (4)各地域にとって最適な政策が実施できる するとともに、負担軽減を更に進めること。 は MAFF)を活用した事業の申請等について よう、人材面での制度設計を検討すること。 ネージャー(仮称)」を柔軟に配置できる を状況に応じてサポートする「地域農業マ 体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金 よう、現行の国庫補助制度を移行し、自治 (仮称)」を創設するとともに、 食料安全保障の確立 農業者や自治体への説明・周知を徹底 地域の取組

(1)食料の安定供給の確保

報

を見据えた万全の対策を講じること。 産力強化、農山漁村の活性化に向け、 化等に長期的に対応し得る農林水産業の生 また、食料自給率の目標達成に向け、 食料安全保障の観点から、国際情勢の変 将来 玉

②食の安全・安心確保と国産農産物の適正 の維持・向上を図ること。 きる体制を整備するとともに、 民に安全・安心な農産物を安定して供給で な価格形成に向けた消費者の理解醸成に対 食料自給力

向けた取組を強化すること。 消費者の信頼関係の構築に向けた取組の拡 心を確立し、 疫体制を強化するとともに、食の安全・安 ついて国民理解を深めるために、 への支援強化や、国民への啓発活動を推進 ことから、国産農産物の適正な価格形成に また、国産・輸入食品に対する検査・検 消費者の食に対する関心が高まっている 国民的コンセンサスを形成すること。 生産者の顔が見える地域の生産活動 消費者の期待と信頼の確保に 生産者と

③地域の自主性を尊重した農地の確保

は、

新たに農業を志す全ての人が交付対象

48

化は、 るような見直しは行わないこと。 れることから、 や自主的な地域づくりへの影響等が懸念さ の強化」や「地域計画内農地の転用規制強 るが、「農用地区域の変更に係る国の関与 農地の確保は、 地域の実情に応じた農業生産活動 地方分権推進の理念に反す 食料安全保障上重要であ

(4)国産農産物の消費拡大と食育の推進 策を実施する現場の意見を尊重すること。 あわせて、自治体との協議を行う等、 政

水産業と教育機関の連携強化等 おける米飯給食の目標回数の引上げや農林 当たっては、 方策を講じること。 国産農産物の消費拡大及び食育の推進に 地産地消の推進、学校給食に 効果的な

(1)生産コストの低減 3. 農業の持続的な発展

うこと。 の急激な高騰により、農業者の収益が低下 を図るため、 していることから、 農業経営の安定的な経営と競争力の強化 燃油や資材価格、 補填対策等の拡充を行 飼料·肥料

の向上を図ること。 支援を拡充し、 付金等、農家が機械・施設を導入する際の 進するとともに、農地利用効率化等支援交 また、省力・省エネ機械の開発普及を推 生産コストの低減、 収益力

①地域計画の策定については、

地域の実情

を踏まえ、

徐々に作り上げていくことが重

要であるため、中長期的な視点に立った支

②地域農業の担い手の育成・確保

رع ては、 に応じた対策を拡充し、 地域農業の担い手の育成・確保に当たっ 多様な就農・経営形態や地域の実態 継続的に支援する

また、 新規就農者育成総合対策について

> となるよう、所要額を十分確保するととも に、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行

①米政策の推進に当たっては、 ③米政策の推進について た生産を着実に実施するため、 きめ細かな情報提供を行うこと。 生産者に対 需要に応じ

の財政支援の拡充を行うこと。 していくためにも、地域農業再生協議会へ 経営所得安定対策を継続して推進

底すること。 や耕作放棄地の増加につながることがない 生産現場の課題等を把握し、就農意欲低下 ②水田活用の直接支払交付金については るとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹 実態に即した運用を図り、所要額を確保す よう、現場の課題を十分に検証した上で

るよう、支援を拡充すること。 化転換後においても、安定的な経営ができ また、畑地化促進助成については、 畑地

(4) 農業経営基盤の強化について 活用できるよう、適切な措置を講じること。 図るとともに、収入保険制度については、 ③経営安定に向け、米価下落対策の充実を 人でも多くの農業者が加入し、制度を有効

村に実質負担が生じないよう措置するこ 構の町村への業務委託については、 ②農地の集積、集約を担う農地中間管理機 過大とならないよう配慮するとともに、町 援措置を講じること。 業務が

て所要額を確保すること。 域の取組に支障を来さないよう、 کے また、機構集積協力金については、 国におい

尊重した運用ができるよう、要件の見直し ③農地利用最適化推進委員の設置について を検討すること。 地域の実情に応じ、市町村長の判断を 農業委員会が機動的に活動を行えるよ

(5)農業農村整備の充実・強化

農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。 るとともに、同事業の負担金償還に係る ①農業農村整備事業は、食料自給率の向上 に不可欠であるため、必要な予算を確保す

団体が継続して維持管理できるよう、 る経費について財政的支援を拡充するとと 用水利施設等の整備・改修や維持管理に係 用インフラの整備は重要であるため、 を検討すること。 もに、里道、水路等についても、地方公共 食料安全保障の観点からも、 対策

図ること。 得るような、 じるとともに、同一箇所での再発にも耐え 対しては、 ②近年頻発する自然災害による農業被害に 復旧・復興への万全な支援を講 災害に強い農業基盤の整備を

及び財政的支援の拡充を図ること。 ネル等については、 とを踏まえ、点検及び補修に対する技術的 ③農業用ため池や農道における橋梁、 老朽化が進んでいるこ トン

実施する事業については、財政措置の拡充 を図ること 工事等の推進に関する特別措置法に基づき また、防災重点農業用ため池に係る防災

④所有者不明で適正な管理が困難な特定農

こと。

の人材の確保等について十分な支援を行う
管理が行えるよう、必要となる経費や専門
適切にため池の操作、維持、修繕その他の

⑤中山間地域における農業の発展・農村の な良を行うことができるよう、農業農村 振興に向け、小規模な面積でも排水不良田 振興に向け、小規模な面積でも排水不良田

措置を恒久化すること。 (6)農林漁業用A重油・軽油に係る税制特例

⑦畜産・酪農対策の推進

報

②関係機関が一丸となり、生乳の安定的なの関係機関が一丸となり、生乳の安定のを実強を維持するため、生乳買取価化、酪農経営を維持するため、生乳買取価格の安定化を図ること。

(1) である。 (1) である。 (1) である。 (1) である。 (1) である。 (1) である。 (1) できる他にいることから、原料乳価格への補 (1) できめ、国産チーズのシェア拡大を図ること。 (2) できめた国産飼料整物の生産・利用の拡大 を含めた国産飼料を産基盤の確立を図り、 を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、 を含めた国産飼料に加え粗飼料につい また、自家配合飼料に加え粗飼料につい また、自家配合飼料に加え粗飼料につい また、自家配合飼料に加え粗飼料につい また、自家配合飼料に加え粗飼料につい また、自家配合飼料に加え粗飼料につい

2023年(令和5年)12月4日

49

高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱については、関係省庁による緊密な連携・協力の究明等、総合的な感染防止対策の強化因の究明等、総合的な感染防止対策の強化因の究明等、総合的な感染を連携・協力とが財政措置の拡充を図るとともに、国が関係省庁による緊密な連携・協力とび財政措置の拡充を図るとと。

を講じること。

で講じること。

で講じること。

で講じること。

の水際対策の衛底等を目指力豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体力豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体力豚熱の国内侵入を防止するため、

を充実すること。いては、補助対象経費の拡充等、財政措置いては、補助対象経費の拡充等、財政措置をわせて、防疫作業に係る関連経費につ

(8)農業・農村の6次産業化の推進

(9)国内農産物の輸出促進

拡大する海外市場を視野に入れ、輸出の成及び、官民での組織づくりの強化を図るた国の品目ごとの規制に対応した産地の育先国の品目ごとの規制に対応した産地の育め及び、官民での組織づくりの強化を図ること。

産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減材・エネルギーの調達から農林水産物の牛①みどりの食料システム戦略に基づき、資⑪みどりの食料システム戦略の推進

支援すること。と持続的発展に向け、取組や環境づくりを

ること。

ること。

また、食料・農林水産業の生産力向上とまた、食料・農林水産業の生産力向上とまた、食料・農林水産業の生産力向上と

や販路開拓等も併せて検討すること。や販路開拓等も併せて検討すること。で、一層活用しやすい環境を整備すること。で一層活用しやすい環境を整備すること。で一層活用しやすい環境を整備すること。で一層活用しやすい環境を整備すること。の有機農業の推進に当たり、新たにチャレンジする就農者に対し、機械・施設設備経力での支援及び、営農指導等、人的経費については、低廉なの販路開拓等も併せて検討すること。

限を延長すること。めにも、「みどり投資促進税制」の適用期めにも、「みどり投資促進税制」の適用期また、有機農業の目標面積を達成するた

るごと。 る様式の統一化及び手続きの簡略化を図④有機JASの取得において、申請に係

(3)農村型地域運営組織の育成

ノベーション等の施策を充実させること。

の強化と経営安定に向けた支援を着実にある。

実施すること。

い交渉を強力に展開すること。とする「日本提案」の実現に向け、粘り強能への配慮や食料安全保障の確保等を内容な農業の共存を基本とし、農業の多面的機(2WTO農業交渉については、各国の多様

よう取り組むこと。ては、国内農業・農村の振興を損なわないまた、今後のEPA・FTA交渉につい

5. 農村の振興について

(1)山村振興法の延長

用の確保と所得の向上を図る農山漁村発イ用の確保と所得の向上を図る農山村地域の振速」については、引き続き、山村地域の振い発展を図るため延長すること。 興・発展を図るため延長すること。 興・発展を図るため延長すること。 したいては、引き続き、山村地域の振送」については、引き続き、山村地域の振送」については、引き続き、山村地域の振送」については、引き続き、山村地域の振送の確保と所得の向上を図る農山漁村発行

(出農山村における集落機能の維持及び活性化のため、農村型地域運営組織(農村RMO)の育成及び地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援の拡充を行うこと。ウハウに関する支援の拡充を行うこと。コミュニティの再生

対する総合的な対策の拡充を図ること。
る子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に域コミュニティの再生、学校教育等におけ地域の特性に応じた都市住民との連携や地地域の特性に応じた都市住民との連携や地・設置山漁村地域の活性化に当たっては、都

なお、「青少年自然体験活動等の推進に

継続・拡充を図ること。

とから、中山間地農業ルネッサンス事業の

村

50

また、女性や若者等が活躍できる農村環また、女性や若者等が活躍できる農村環また、女性や若者等が活躍できる農村環また、女性や若者等が活躍できる農村環また、女性や若者等が活躍できる農村環また、女性や若者等が活躍できる農村環

振興において重要な役割を果たしているこの中山間地域は、農業の発展やコミュニの中山間地域は、農業の発展やコミュニの中山間地域の振興についてまた、関係者相互の情報共有やネットまた、関係者相互の情報共有やネット

週

振興法」の延長を図ること。
水田から畑への用途変更後も、継続的に農業生産活動を維持するため、畑の交付単価業生産活動を維持するため、畑の交付単価と同程度まで引き上げること。

拡充すること。 講じるとともに、活動に必要な財政支援をついて、人材の育成・確保に係る支援策をまた、同法に基づく棚田地域振興活動に

(6)鳥獣被害対策の拡充

第3262号

高農作物等の被害が市街地にまで拡大する小鳥獣被害対策については、野生鳥獣によ

講じること。

講じること。

講いて、被害防止に係る抜本的な対策をを継続的に確保するとともに、関係省庁ののレベルまで達しているため、十分な予算など、町村だけでは解決が困難な「災害」

すること。等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保は、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備②鳥獣被害防止総合対策交付金について

免期間を延長すること。 ③狩猟者の負担軽減を図るため、狩猟税減

強化を図ること。い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・また、狩猟免許更新費用の支援など、担

推進を検討すること。電収入を地域に還元できる仕組みづくりの②農業農村整備事業による小水力発電の売

における減価償却資産の法定耐用年数の延

進対策交付金の補助要件の緩和や木造建築

態を踏まえた林業・木材産業成長産業化促

②国産木材の利活用が推進されるよう、

実

的支援の拡充を図ること。

17. 林業・山村対策の推進

森林環境譲与税の関直しについて猟税減(1)森林環境譲与税の見直しについて

すことを求める。

寸ことを求める。

本林環境譲与税の譲与基準については、
森林環境譲与税の譲与基準については、

計画」の着実な推進

2. 地域の実態に即した「森林・林業基本

3. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需適造、④木材産業競争力の強化を着実に推に向けた取組の展開、③新たな山村価値のに向けた取組の展開、③新たな山村価値のがあるである。

(1) CLT等の普及、公共・公用建築物を含めための体制を確立すること。

にと。 長等を行うとともに、都市部における木材 長等を行うとともに、都市部における木材 長等を行うとともに、都市部における木材 長等を行うとともに、都市部における木材

強化 4. 森林整備の推進と森林管理対策の充実

近年頻発する山地災害には復旧・復興を業については重点的に予算を確保すること。総合的な治山対策を図るため、林野公共事備の着実な推進と荒廃山地の復旧・予防等、い間伐や路網整備、再造林等による森林整い間伐や路網

継続的な取組を推進すること。
(2)花粉症対策について、集中的かつ及び発症・曝露対策について、集中的かつ全体像」に基づき、発生源対策、飛散対策の治粉症対策については、「花粉症対策の含めた万全の対策を講じること。

環境を整備すること。 ICTの活用を推進し、一層活用しやすい業については、低廉な機器の開発・普及、業経営の効率化・安定化を図るスマート林業を関係がある。

対策を検討すること。

ر کے

報

رکے 駆除や竹材用途の開発等の対策を強化する (7)里山等の荒廃竹林に対しては、 侵入竹の

重な森林資源や水資源を守るため、 (9)外国資本等による森林買収について、 樹種転換、被害木の利用等を促進すること。 量の確保や、より効果的な駆除技術の開発 強化とともに、被害状況に応じた防除事業 防ぐため、未発生地域に対する予防対策の 等の病害虫被害については、拡散・増加を 拡大に向けた取組を支援すること。 本的な対策を講じるとともに、ジビエ利用 害対策については、森林被害防止に係る抜 (8)深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被 また、松くい虫やカシノナガキクイムシ 有効な 貴

率化を図ること。 安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効 村が計画する公益的な事業については、 (1)自らの町村域に存する保安林において町 保

担い手の育成と経営改善

を強力に推進すること。 経営の集約化、 ター等の人材の育成を強化し、森林施業や 業就業者に対する支援措置を強化すること。 長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、林 また、森林施業プランナーやフォレス 「緑の雇用」関連事業における期間の延 木材の加工流通体制の整備

付枠を確保すること。 融制度については、 は ③公益性の高い森林の公有林化に当たって ②林業労働安全対策の充実を図ること。 また、日本政策金融公庫資金等の林業金 譲渡所得税の減免措置を講じること。 需要に応じた必要な貸

51

2023年(令和5年)12月4日

6 山村地域の振興

創出と所得の向上を図る施策を講じるこ 内経済循環を構築し、山村地域の雇用の 内発的な産業を振興することにより、地域 (1)未利用木材など地域資源を活用した地域

めの活動に対する財政支援措置を拡充する 定住・関係人口の創出を通じた活性化のた を発揮するための活動や、山村への移住や (3)森林・林業を支える山村が多面的な機能 ための財政支援を拡充すること。 る「森林サービス産業」を創出・推進する な分野で、 ②森林空間を活用し、 新たな雇用と収入機会を確保す 健康、 観光等の多様

るため、適切な支援措置を講じること。 備・充実を図り、定住の阻害要因を解消す 水道(合併処理浄化槽)、教育施設、 (4) 平地に比べ整備が遅れている道路、 国際交渉に関する適切な対応 福祉施設等の生活関連インフラの整 医療 丰

の充実 化に向けた支援を着実に実施すること。 能となるよう、生産性の向上と競争力の強 集成材などの林産物の再生産が引き続き可 行うとともに、合板・SPF製材・構造用 貿易協定等に関しては、丁寧な情報提供を TPP1協定、日EU・EPA及び日米 森林・林業・山村に係る地方財政措置

びに「森林吸収源対策等の推進」に係る地 方財政措置の拡充を図ること。 「森林・山村対策」「国土保全対策」 並

用としてドローンを購入した場合やドロー 市町村が林業資材・苗木等の運搬

> 援を講ずること。 ンの資格取得に係る費用について、 財政支

交付税における基準財政需要額に「林野面 森林整備促進の実効性を高めるため、 ②町村における森林・林業行政の充実と 新設すること。 を測定単位とする 積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」 「森林・林業行政費」を 地方

水産業・漁村対策の充実

日本の復活」に向け、 齢化等厳しい環境にあることから、「水産 や海洋環境の変化、 我が国の水産業は、燃油高騰、漁業資源 高船齢化、担い手の高 次の事項を実現する

2. 水産基本計画及び水産政策の改革の着 即時撤廃に向けた交渉を継続すること。 1. ALPS処理水海洋放出における対応 実な実施 業者への事業継続支援を引き続き行うこと。 ける理解の醸成、国内消費拡大への取組、 影響を受ける事業者への支援や国内外にお ALPS処理水海洋放出については、風評 中国等による輸入規制強化措置の 漁

活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を 着実に実施すること。 適切な管理、水産業の成長産業化、 「水産政策の改革」に基づき、水産資源の 新たに策定された「水産基本計画」及び 漁村の

漁業経営安定対策の強化と人材の

るとともに、恒久的な制度とすること。 ⑴漁業経営安定対策に必要な財源を確保す また、昨今の原油価格等の高騰を踏まえ、

> 漁業用燃油・餌料価格に関する対策の拡充・ 強化を図ること

②漁業共済制度については、 等に対する支援を継続すること。 て有利かつ、より加入しやすい制度となる よう見直しを図ること。 より大きな影響を受けている水産加工業者 あわせて、ロシア産水産物の調達困難に 漁業者にとっ

の延長を図ること。 ③漁業者が代船建造等の設備投資や、 改革総合対策事業や、水産業成長産業化沿 等のリースを円滑に行えるよう、漁業構造 岸地域創出事業による支援を強化すること。 また、「沿岸漁業改善資金」の償還期限

手の育成・確保、 経営管理能力に係る研修体制、 充を図ること。 (4)労働環境の改善、 就業相談等の諸対策の拡 安全対策、 漁業の担い 漁業技術や

5漁業経営の効率化・安定化を図るととも の活用に向けた研究・開発を強力に支援す ボット、AI等の新技術やビッグデータを 活用したスマート水産業については、 国際競争力の強化のため、 I C T — 層

所得の向上に向けた事業者の取組を強力に 生広域プラン」の更なる推進を図るととも 支援すること。 に、プランに基づく漁業経営の安定、 ⑥「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再

活力ある漁村づくりと水産基盤整備の

強化や水産業の競争力強化等を推進すると ⑴新たに策定された漁港漁場整備長期計画 に基づき、 大規模自然災害に備えた対応力

週

報

漁村づくりを推進すること。 業への支援制度を創設し、災害に強い漁業 化するとともに、水産施設に対する減災事 ②防災・減災の観点に立った海岸整備を強 場・漁村の整備を着実に実施すること。 ともに、水産基本計画と連携し、 漁港・漁

るよう支援を拡充すること。 また、小規模な漁港についても対象とな

甚災害法」の対象施設に定置網等を追加す あわせて、今後の大規模災害に備え、「激

に実施すること。 充・強化し、生産基盤の復旧・復興を着実 するとともに、災害復旧に関する支援を拡 報共有体制の整備に係る支援を強力に推進 よう、事業継続計画の策定や事業者間の情 者が被災により経営を断念することのない ③自然災害が頻発する中、 漁業者や加工業

置を充実すること。 いことから、 な地域にあり、 (4)漁村は、辺地、 漁村地域に対する地方財政措 財政基盤が脆弱な町村が多 離島、 半島等条件が不利

漁港機能の増進を図ること。 「海業」の振興により漁村の再生に向け

輸出の拡大に注力すること。 の導入に対する支援を拡充するとともに、 ①HACCPやトレーサビリティシステム 水産物の加工・流通・消費対策

(第三種郵便物認可)

促進のための環境整備を図ること。 る支援を拡充するとともに、多様な消費者 ブランド化等、水産業の6次産業化に対す ②水産物を用いた特産品開発や個別産地の ニーズに応じた国産水産物の流通及び輸出

③海洋生態系の放射性物質挙動調査を積極

ح کے (4)学校給食等における魚食の拡充や情報発 廃に向けた交渉を引き続き推進すること。 的に推進するとともに風評被害対策を徹底 、被災地の水産業の早期復興を行うこと。 諸外国による輸入規制の緩和・撤 国産魚食の普及を更に推進する

業の確立 資源管理による持続可能な漁業・養殖

能な養殖業を実現すること。 得に取り組み、 を図るとともに、新たな需要創出・市場獲 に関する研究・開発を進め、生産性の向上 目標の達成に向けて、養殖技術や疾病対策 (1)養殖業成長産業化総合戦略における各種 国際競争力の強化と持続可

手法の確立やウナギ種苗の商業化に向けた すること。 因を究明するとともに、トレーサビリティ ③シラスウナギの漁獲量の増減に関する原 因の究明と資源増殖対策を強化すること。 慮した増殖手法の確立等に努めるととも 水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配 ②内水面漁業・養殖業の振興を図るため 大量生産システムの実証事業を強力に推進 放流したさけ・ますの回帰率の低下原

図ること。 また、シラスウナギの密漁対策の徹底を

(5)密漁監視体制の整備や各取締機関の連携 国際情勢や水産業者等の意見を踏まえて議 もに、対象となる魚種や製品の指定に際し、 の負担とならないよう最大限配慮するとと 十分な説明を行うこと。

ること。

による取締りの強化等、 (4)漁獲証明制度の運用については、 地域が取り組む監 事業者

> ⑥外国漁船による違法

> ・無謀操業に対する 視活動に対し支援策を講じること。 協定水域全域における操業秩序の確立を図 指導・取締体制を拡充・強化するとともに

いよう努めること。 関税の引下げや、輸入割当制度 ②水産物に関する国際交渉等においては 向けた支援を着実に実施すること。 ては、速やかな情報提供を行うとともに 等の非関税措置の撤廃が行われることのな 水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす 能となるよう、生産性向上と競争力強化に 影響を受ける水産物の再生産が引き続き可 貿易ルールの確立と海外漁場の確保 日EU・EPA等に関し (IQ制度

いては、 持続的利用を支援する国との連携 係る技術開発を推進するとともに、鯨類の (5) 商業捕鯨については、資源管理・調査に 復による持続的利用と漁獲規制の導入等に (4)カツオの資源管理については、資源の回 な資源管理に関するルールづくりを主導 ③資源管理の重要性が高まるマグロ類につ 会に対する働きかけを強化すること。 よる秩序ある操業環境の構築を図ること。 遠洋漁業の漁場の確保に努めること。 科学的資源評価を踏まえた国際的 国際社

漁場環境の整備

等への支援策を充実強化すること。 れているFRF漁船等については、環境への 組を推進すること。特に、漁港等に放置さ (2)漁業系廃棄物の処理及び再生に向けた取 に資する藻場・干潟等の保全や磯焼け対策 ()水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

> ③クラゲやザラボヤ、トド、エイ等による 誘発する可能性が高いため、国において、 な駆除方法を確立すること。 実態把握と処理対策を早急に実施すること。 悪影響とともに、操業への支障や災害等を 漁業被害については、発生源対策や効果的

度を創設すること。 でへい死した魚介類の処理に対する助成制 を支援する措置を講じるとともに、 赤潮等

被害を受けた養殖業者の経営再開 赤潮による被害の防止・軽減対策

道路、 備促進 河川、 生活環境等の 整

19

整備を積極的に促進する必要がある。 くるためには、道路、河川、生活環境等の 町村を広く国民のふるさととして活性化 安全・安心な住みやすい地域社会をつ

全交付金の財源確保等 よって、国は次の事項を実現すること。 社会資本整備総合交付金及び防災・安

築が確実に実施できるよう、長期安定的に 交付金については、更新を含めた建設、 (1)社会資本整備総合交付金及び防災・安全 必要な財源を確保すること。 改

の意見を十分反映すること。 また、重点配分の決定に際しては、 町村

すること。 る事業に影響を及ぼすことのないよう配慮 ついては、 交付金の一部を財源とする個別補助制度に (2)社会資本整備総合交付金及び防災・安全 るとともに、 金及び防災・安全交付金を活用して実施す 交付金とは別枠で財源を確保す 町村が社会資本整備総合交付

町

、治水は防災・減災の観点において国の重

すること。

かかる費用についても助成措置を充実強化

公共下水道や集落排水施設への接続に

報

の機能強化を図ること。

を促進することにより、

道路ネットワーク

(1)

道路の整備促進

幹線道路のミッシングリンクの解消や、一 の向上、地方創生等の推進のため、 ②災害時の代替ルート確保や住民の利便性 ることができるよう、 般国道及び都道府県道の整備並びにこれら との連携強化を図るための市町村道の整備)長期安定的に道路整備及び管理を推進す 新たな財源を創設す 、高規格

維持、 保すること。 生活道路網の新設整備、 に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や (3)地域の安全・安心の観点から、緊急活動 落石・崩壊防止対策等を含めた道路の 修繕、 改良を行えるよう必要額を確 安全な通学路の整

3. 支援や財政措置を充実強化すること。 トンネルの修繕や点検に対しては、 対策を総合的に推進し、とりわけ (4)防災・減災等に資する社会資本の老朽化 河川等の整備促進 橋梁、

保すること。 を図るとともに、 前防災対策をはじめとする流域治水事業を 要施策である。町村が堤防強化対策等の事 計画的に実施できるよう、その意義の周知 必要な財源を安定的に確

実施に当たっては、 慮すること。 また、国が管理する河川改修等の事業の 生態系の維持に十分配

2023年(令和5年)12月4日

重点的に推進すること。 水道施設の整備促進

②整備が立ち後れている町村の海岸事業を

53

の整備を促進すること。 (1)耐震性及び安全性強化のため、 水道施設

迫させているため、 (2)簡易水道の布設は、 すること。 に係る費用等に対する財政措置を充実強化 ジング等の再構築事業や老朽化施設の更新 また、給水人口の減少に伴うダウンサイ 補助率の引上げを含め 脆弱な町村財政を逼

③水道スマートメーターの導入を推進する 補助制度を拡充すること。

支援を充実強化すること。 とともに、導入にかかる経費について財政 汚水処理施設の整備促進

(1)整備が立ち後れている町村の下水道整備

等について必要な予算措置を講じるととも ⑵農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業 必要な予算措置を講じること。 について必要な予算措置を講じること。 ついて、国による支援を継続するとともに また、下水道施設の老朽化に伴う改築に

的経営の確保 6. 上水道・簡易水道・下水道事業の安定

わたり安定的に継続することができるよ ら、技術的・人的支援と併せ、 な連携協力体制の構築も重要であることか う、十分な支援を行うこと。また、 (1)上水道・簡易水道・下水道事業を将来に 充実強化すること。 財政措置を 広域的

業に対する支援措置を講じること。 携の効果を得ることのできない小規模な事 さらに、地理的条件等により広域的な連

> (2)簡易水道事業及び下水道事業への公営企 図るとともに、 運営が難しい状況にあることから、事業規 業会計の適用に当たり、特に過疎や離島 化すること。 模や地域の実情に配慮し、 においては、企業性が低く独立採算による 豪雪等の条件不利地域を抱える小規模町村 人的・財政的支援を充実強 弾力的な運用を

すること。 (3)高料金水道に対する財政措置を充実強化

め、これらの事業に係る既往の公営企業債 簡易水道・下水道事業の公債費負担を軽減 (4)経営環境が厳しさを増している上水道 情に配慮し、弾力的な運用を検討すること。 る予定とされているが、事業規模や地域の宝 6年度から公営企業会計の適用を要件とす し将来にわたる経営の安定化に資するた について、人口3万人未満の市町村は、 また、高料金対策に係る地方交付税措置 制度を復活すること。 公営企業借換債 (補償金免除繰 令和

地域商工業振興対策等の推進

20

円安等に伴う物価高騰、後継者対策や賃上 継し、持続的に発展できるよう、 域商工業が今後も雇用を守りつつ事業を承 が求められ、極めて厳しい状況にある。 を実現すること。 内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や 農山漁村地域における地域商工業は、 インボイス制度、物流問題等への対応 次の事項 玉 地

地域商工業対策の拡充

対策を着実に実施するとともに、これまで (1)地域経済の回復・再生に向け、 総合経済

者と地域がともに持続的な発展を遂げるこ (2)小規模企業振興基本計画を踏まえ、事業 رع の地域商工業者に対する金融、 るため、 補助事業等を継続し、その拡充を図ること。 また、 中小企業における賃上げを推進す 国において有効な対策を講じる

税制、

事業承継税制や補助金等による支援をはじ ③事業承継・引継ぎの促進と円滑化のため、 害への対応力強化、担い手の確保・育成等、 施すること 態を踏まえた取組に対する支援を着実に実 ニーズの掘り起こしやマッチング等幅広い 地域経済の構造変化や社会情勢、 とができるよう、地域商工業の活性化や災 事業承継・引継ぎ支援センターによる 地域の実

けた支援体制を整備すること。 会を見据え、経営改善や事業の再構築に向 また、ウィズコロナ・ポストコロナの社 支援を継続すること。

講じること。 いよう、特例措置の継続等、 については、 ⑤適格請求書等保存方式(インボイス制度) 海外展開等への支援を一層強化すること。 社会情勢に対応した新分野展開や業態転換 (4)中小企業等の持続的な経営に向け、 る生産性向上に向けた取組や、消費者ニーズ・ ―技術の導入、設備投資、販路開拓等によ 免税事業者が不利益を被らな 適切な措置を

(6中小企業等の資金需要への機動的な対応 請時の手続きの簡素化を図ること。 支援を拡充・強化すること。あわせて を図るため、信用保証や融資制度等による

また、近年の情勢により債務が増大して

支援を充実させること

町

週

報

強力な支援策を講じること。 繰り支援や返済猶予、債務減免等を含めた いる中小企業、小規模事業者に対する資金

54

事業継続計画の策定等に対する支援を強力 炎により経営を断念することのないよう。 (9)自然災害が頻発する中、中小企業等が被 必要な税財政措置の拡充を図ること。 地域商業の活性化の取組が一層推進される (8) 商店街において、 ⑦農商工連携を促進させるため、 に推進すること。 よう、デジタル田園都市国家構想交付金等 き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行等 工・流通、研究・事業化等の各段階におい きめの細かい支援策を拡充すること。 商業施設等の整備や空 生産、 bO

集積、 ②地域の事業者が潜在能力を活かし地域経 発規制の見直しによる土地利用調整の円滑 2 済に寄与できるよう、 化や、交通インフラの整備等を推進すること。 、企業の地方等への投資拡大を図るため、 企業立地の推進と地域産業の育成 地域イノベーションの創出に対する 産学官金連携や産業 開

村

の支援を拡充すること。 また、地域資源のブランド化や起業者へ

消費者行政の推進

を確保すること。 として地方消費者行政強化交付金の所要額 安心の確保に向けた取組に対する財政措置 (1)高齢者や障害者等の消費者被害が深刻化 しているため、 町村が行う消費者の安全

体制整備を一層推進すること。 的にデジタル化を行うなど、消費者行政の また、相談者の利便性向上のため、

> 提供等に努めること。 ②ALPS処理水対策等を含めた食品の放 に対する科学的な知見に基づく正確な情報 う、検査体制を拡充するとともに、消費者 射能関連の風評被害の蔓延を招かないよ

画を策定するための支援を行うこと。 定に向けて、適切な情報提供等を行い、 また、 市町村食品ロス削減推進計画の策 計

③食品ロスを適切かつ効果的に削減するた

クセスの整備や現地での移動手段の確保

訪日外国人を含む旅行者の移動の利便

国民への啓発活動を推進すること。

充実強化を図ること。 等の周知徹底を図るとともに、 やガイドラインを踏まえた通報制度の内容 対応等について相談・助言等を行う体制の 企業や地方公共団体・国民に対し、 公益通報体制の整備について 公益通報の 指針

21 観光施策の推進

項を実現すること。 取り組む必要がある。 ウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に て、「持続可能な観光地域づくり」「インバ を活かし、国と地方は一体的な連携をもっ な自然・文化・歴史等、特色ある観光資源 の回復期に当たり、それぞれの地域が豊か 地方への誘客の強化は急務である。 迷に深刻な影響を受けた地域の観光業の立 て直しに向けて、 新型コロナウイルスによる観光需要の低 旅行者の受入環境整備や よって、 国は次の事 観光業

Ι. 旅行者を地方へ誘致するための施策の

推進すること。

の再発見や向上を図るための諸施策を一層

Ļ ⑴訪日外国人旅行者の快適な旅行を実現 災害時においても必要な情報伝達が可 旅行者の受入環境の整備等

組を引き続き支援すること。 の強化、公衆無線LANの整備、キャッシュ 能となるよう、多言語による情報提供機能 ⑵駅等主要交通拠点から観光地への交通ア レス決済の普及、トイレ環境の整備等の取

光を促進すること。 境・文化等の地域資源の保全・活用等の受 ③オーバーツーリズムの未然防止や自然環 性向上のための支援を講じること。 入環境整備の取組を支援し、 持続可能な観

進すること。 多様な観光人材の確保・育成をより一層推 ど、地域の観光産業の活性化のため、 着したガイドや語り部等の人材養成やその 増進・情報発信に貢献する人材、 活動を応援する仕組みの構築を検討するな ⑷地域独自の知恵・技の伝承や地域の魅力 地域に密 多種

対し、必要な財政上の措置を講じること。 (6)過疎・離島等の条件不利地域において (5)町村が行う誘客キャンペーンや物産品イベ 在する観光資源を発掘し、 ⑴農山漁村の景観や生活文化等、 公衆無線LANの整備・維持管理の経費に 災害時に情報格差が生じることのないよう ント等に対し、積極的に財政支援を行うこと 観光振興施策の推進・支援 農山漁村の価値 地域に潜

からの消費促進を推進するとともに、 致やデジタル技術の活用による地域の内外 ②観光産業の回復期を見据え、 活用したコンテンツの造成による観光客誘 地域資源を 同

地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化 な変化に沿った観光地域づくりにより地域 経済の活性化を目指す取組に対し、 コロナ禍を契機とした観光需要の質的

に支援を行うこと。

積極的

マイクロツーリズム等、 ③テレワークを活用したワーケーションや ルの普及・定着を国においても一層推進す 新しい旅のスタイ

地域文化財の保存及び観光事業への活用に ⑤公共交通機関との連携に向けた取組を支 策に対し、支援を強化すること。 (4)地域特性を活かした観光施設の再生や、 より伝統文化の維持・継承を図るための施

援するとともに、景観・環境・安全に配慮

した基盤整備等、観光インフラの重点的か

(6国立公園等におけるワーケーションの推 進や、ジオパーク・エコパーク等を活用し た地域活性化に関連する取組に対し、 つ先行的な整備を推進すること。

挙げて促進すること。 的な支援を行うこと。 ⑦休暇の連続取得や取得時期の分散を国を

すること。 果を上げることができるよう、政府全体と ら、それぞれの施策が有機的に連携して効 (8)観光政策は多くの省庁に関わることか して一元的に調整し、 地方団体に情報提供

(9)普通交付税の算定に当たっては 所在町村の財政需要を反映した単位費用や 補正係数の引上げを図ること。

のを用いるなど、充実強化を図ること。 正要素として、観光入込客数を考慮したも 消防費、下水道費、清掃費等の補

報

備すること。 県単位のみならず市町村単位での基準を整 通交付税の算定に使用できるよう、都道府 戦略的な観光政策を行えるよう、また、普 町村が各地域の実態を的確に把握・比較し 印観光入込客統計の共通基準については、

り地方に配分すること 度が高く創意工夫を活かせる交付金等によ 地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々 川国際観光旅客税については、これまでも の税収の一定割合を地方団体にとって自由 な取組を行っていることなどを踏まえ、そ

精力的に進めること。 光振興による被災地の活性化、 ツーリズムの推進や教育旅行の促進等、 に対し十分な支援を行うとともに、 \mathbb{I} 原発事故による観光業への風評被害に 災害によって損傷した観光資源の修復 大規模震災等からの復旧・復興の促進 復興支援を 復興 観

迅速かつ適切に対応すること。 損害実態に見合った賠償が行われるよう ついては、 万全の対策を講じるとともに、

22 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模

都市構造の複雑化、

住民ニーズの多様

消防防災設備・装備の整備について、 制の充実強化を図る必要がある。 化等の環境変化に的確に対応し、 、防災行政無線のデジタル化を始めとする よって、国は次の事項を実現すること。 大規模災害対策等の推進 身体及び財産を守るため、 消防防災体 住民の生

2023年(令和5年)12月4日

55

措置を充実強化すること。

رع て着実に推進するため適切な措置を講じる に備え、広域化や応援体制の整備等につい ②小規模な消防体制では対応できない事態

وعر 防防災施設整備費補助金の充実強化を図る (3)緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消

ر کے (4)林野火災に対する総合的対策を推進する

24

となる所要経費について、 2. 消防の広域化について 3. 地域防災力を一層強化するため、消防 に係る支援措置の充実強化を図ること。 を講じるとともに、「消防の連携・協力」 ②消防の広域化に伴う、 補助など財政支援措置の拡充を講じること。 域化重点地域に指定された市町村への国庫 川消防の広域化の推進を図るため、 初期段階に負担増 必要な財政措置 消防広

環境の整備に係る支援を拡充すること。 すること。 防団員の報酬等に係る財政措置を充実強化 団及び自主防災組織等の装備の充実等活動 消防団の安定的な運営を図るため、 消

取りに係る軽油引取税について、 の特例措置を恒久化すること。 5. 消防用船舶の動力源に供する軽油の引 課税免除

23 暴力の根絶と安全・安心の ちづくりの充実強化 ま

充実・強化等を図ることは緊急の課題である。 を社会から根絶し、住民生活の安全対策の を実現するため、銃器犯罪等のあらゆる暴力 よって、国は次の事項を実現すること。 住民が安心して安全に暮らせる地域社会

> 適切な措置を講じること 総合的な銃器犯罪対策の推進に対する

2. 行政対象暴力に対する適切な措置を講

全・安心のまちづくりの推進に対する適切 3. な措置を講じること。 誰もが安心して暮らせる犯罪のない安

参議院議員選挙における合区 の解消等

消について 参議院議員選挙における合区の早期解

1.

挙が実施された。 は一貫して都道府県単位で代表を選出し たが、平成28年以降、三度の合区による選 地方の声を国政に届ける役割を果たしてき 日本国憲法が昭和22年に施行されて以 二院制を採る我が国において、 参議院

表する議員が出せないなど、 直接候補者と接する機会の減少、自県を代 した弊害は明らかである。 これらの選挙において、投票率の低下や 合区を起因と

政の中でしっかりと反映される必要があ 院を通じて国政に届けられなくなることは 考えていく上で、多様な地方の意見が、国 国づくりにも逆行するものである。 極めて問題であり、 り、都道府県ごとに集約された意思が参議 これからの時代の「この国のあり方」を 地方創生や安心安全な

現すること。 正も含め「参議院の合区解消」を早急に実 に参加できる選挙制度とするため、憲法改 よって、 都道府県単位による代表が国政

2 公職選挙制度の改善等について

> (1) 区₍ 定については、 国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算 図ること。 屯 町村の別により設定されている 実情を考慮し所要の改善を

実情に応じ、市町村選挙管理委員会の判断 (3)期日前投票所の開閉時間については、 ②選挙当日の投票時間については、 の開設数に関わらず、 ること。 で弾力的に運用できるようにすること。 短縮できるようにす 地域の

止すること。 る職員配置等の事務負担を軽減するため廃 また、宣誓書については、 投票所におけ

担軽減等を図るため、 含め必要な制度改正等を検討すること。 ⑤期日前投票期間における早期の選挙公報 縮等を検討すること。 (4)選挙期間の長い選挙については、 を実現するため、インターネット活用等も 期日前投票期間の短 事務負

25 エネルギー対策の推進

項を実現すること。 ル・2030年の温室効果ガス46%削減の 民生活の安定のために不可欠な要素である 地域脱炭素ロードマップを踏まえ、 実現に向け、 ことから、2050年カーボンニュートラ エネルギーは国民経済の健全な発展と国 第6次エネルギー基本計画や 次の事

可能エネルギーや水素の導入拡大、メタン ハイドレート等の国内資源開発の推進等に すること。 より、安定的なエネルギー需給構造を確立 省エネルギーの推進、 安定的なエネルギー需給構造の確立 脱化石燃料、

週

支援措置を講じること。も含めた積極的な導入支援や、

報

給の確保のため、地域による小規模な取組

民に周知し、その充実を図ること。

定供給に資するための施策であることを国

十分な財政

状況にある。

「電気料金等の光熱費については、高止まで、電気料金等の光熱費については、高止まで、では、高いまでは、高いまでは、高いまでは、高いでは、高いでは、高いでは、一般のでは、一般のでは、

るとともに、災害時におけるエネルギー供の導入支援等により、地域活性化を促進すや、水素利活用をはじめとする脱炭素技術や、水素利活用をはじめとする脱炭素技術や、水素利活用をはじめとする脱炭素技術や、水素利活用をはじめとする脱炭素技術が、水素利活用をはじめとする脱炭素技術が、水素利活用をはじめともに、災害時におけるエネルギー供るとともに、災害時におけるエネルギー供るとともに、災害時におけるエネルギー供

(4)再生可能エネルギーの最大限の導入のた 滑な実施に向け、万全の措置を講じること。 底させるとともに、解体等積立金制度の円 関係省庁が連携し事業者に適切な処理を徹 去・処分について、事業計画策定ガイドライ 可能エネルギー施設の事業終了後の設備撤 (3)太陽光発電施設、風力発電施設等の再生 情に配慮した事業の実施を徹底させること。 点から保安規程等の届け出など、 明プロセスを認定手続きに位置付けること。 アセスメント制度を適切に運用するととも 可能エネルギー施設の立地については、環境 (2)太陽光発電施設、風力発電施設等の再生 ン等に基づき、地元の負担とならないよう、 地元自治体との協議や、地域住民への説 系統制約への対応が不可欠であるこ 地域における環境保全・防災の観 地域の実

ら、支援策を講じること。
じ森林資源を活用した木質バイオマス発電の森林資源を活用した木質バイオマス発電の設備増強については、発電に要する諸経費の高いないでは、発電に要する諸経費の高いでは、

いて4.電源三法交付金制度の周知・充実につ4.電源三法交付金制度の周知・充実につ

⑵電源三法交付金制度については、電力安度水準以上に引き上げること。とすること。また、最低保証額を平成22年とすること。また、最低保証額を平成22年(1)水力交付金を法律に基づく恒久的な措置)

の対象地域を拡大すること。 然料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会設等を加えるとともに、原子力発電関連研究施3交付金の対象施設については、全ての核3交付金の対象施設については、全ての核

26. 過疎対策等の推進

税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の税に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通スの廃止による地域公共交通問題、情報通に強い安全・安心な地域づくり等の新たなに強い安全・安心な地域づくり等の新たなに強い安全・安心な地域づくり等の新たなに強い安全・安心な地域づくり等の新たなに強い安全・安心な地域であるという。

然環境の保全、災害の防止、地球温暖化のはもとより、食料の供給、水源かん養、自おいても、過疎地域は、文化・伝統の継承こうした厳しい状況に直面している中に

第3262号

の適用を早期に実現するとともに、

とから、配電系統に係るノンファーム型接続

防止等、国民生活にとって極めて重要な役のであり、未来の世代に確実に引き継いでのであり、未来の世代に確実に引き継いでのであり、未来の世代に確実に引き継いでのであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

おって、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信者の増加、革新的な技術の創出、情報通信者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過球地域における持続可能な地域社会の形成及び地域における持続可能な地域社会の形成及び地域における方法のよう、下記事項の実現を強くした。

1. 暮らしと産業を支える施策の推進し、1. 暮らしと産業を支える施策の確保、買いい医療の確保、地域公共交通の確保、買い物弱者対策、子育て支援対策、教育環境の整備や生活道路、水道などの整備を推進し、

基盤の整備を促進すること。基盤の整備を促進すること。
基盤の整備を促進すること。
基盤の整備を促進すること。

ること。高規格幹線道路等の道路網の整備を促進す活性化、都市との交流の促進等を図るため、3淡害時の代替ルートの確保や過疎地域の

源を活かした産業の振興を図るとともに、⑷農林水産業、地場産業、観光業等地域資

措置を充実強化すること。企業の進出、起業等に係る税制特例や金融

るとともに、都市との交流、移住・定住対地域社会の担い手となる人材の育成を図2. 人材の育成確保と地域の活性化

規制の見直し・緩和

活性化を図ること。

によって多様な人材を確保し、

地域社会の

関係人口の創出、

多様な主体の協働等

緩和を行うこと。め、全国一律の規制等について、見直し・過疎地域特有の課題に円滑に対応するた地域公共交通の維持、専門職の配置等、

・財政措置の充実・強化

また、過疎地域における地域社会や地域なソフト分の発行限度額を引き上げること。なソフト分の発行限度額を引き上げること。過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過速地域の多様な財政需要に対応するため、過速地域の多様な財政需要に対応するため、過速地域の多様な対対で

強化を図ること。

強化を図ること。

強化を図ること。

・辺地対策の充実・強化

域の人口要件の緩和を行うこと。 域の人口要件の緩和を行うこと。 なことから、地方債計画額及び対象事業を ることから、地方債計画額及び対象事業を ともに、人口減少に伴う辺地地 が充するとともに、人口減少に伴う辺地地 が充するとともに、税口減少に伴う辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基

町村におけるガソリンスタンドは、燃料供給体制の確保・維持

自家

報

万全な支援措置を講じること。 いくため、安定的に事業を継続できるよう 動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油 用車や農業用機械への給油のみならず、移 配送など不可欠な役割を担っていることか 地域の燃料供給体制を確保・維持して

27 豪雪地帯の振興

れらの障害を取り除き、地域の振興を図る るほか、産業の立地も遅れているので、こ の遮断等により生活環境が著しく阻害され 必要がある 豪雪地帯は、 冬期の降雪による道路交通

いては、地域の除排雪体制の整備等が着実 道路交通確保を確実に実施すること。 年計画」に基づき、豪雪地帯の道路整備 2. 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五筒 ともに、道府県計画の策定を促進すること。 き続き施策を計画的・効率的に推進すると に実施できるよう、長期安定的に必要な財 よって、 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金につ 国は次の事項を実現すること。

施設等の整備を推進すること。 雪崩から人命等を守るため、 雪崩防止

源を確保すること。

の強化、迅速な復旧体制の確立等に万全の 孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策 から、地域の実態を調査研究の上、集落の 生活が脅かされる事態が発生していること 帯として指定されていない地域において 異常気象による大雪により集落の住民 豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地

対策を講じること。

2023年(令和5年)12月4日

28 半島地域の振興

課題を抱えている現状にある。 生活環境、通信体系の整備等の面で多くの おり、また依然として交通基盤、産業基盤: 半島地域は人口減少・高齢化が進行して

の強化も急務である。 い地形であることから、 地が多く、 自然災害による被害を受けやす 三方を海に囲まれ、 防災・減災対策へ 急峻な傾斜

要がある。 や企業活動に関わる対策を講じるととも 種施策を推進し半島地域の振興を進める必 し、定住の促進を図る観点から、 域における安全で安心な住民の生活を確保 このため、かかる現状を打開し、半島地 地域住民の生活の向上を図るため、 産業振興 各

よって、国は次の事項を実現すること。 半島振興法の延長

をすること。 令和6年度末に法期限を迎える半島振興法 の向上及び半島地域における定住の促進を を延長し、更なる充実について特段の配慮 半島地域の自立的発展、地域住民の生活 国土の均衡ある発展に資するため、

う、長期的視点に立った各種事業に係る支 それぞれ着実かつ効果的に推進できるよ 半島地域の半島振興計画に基づく施策が 援施策を講じること。 半島振興法に基づき策定された全国23

いため、 における交通及び情報の途絶の危険性が高 災害等の災害に対して脆弱であり、 半島地域は地震、津波、風水害、 救助体制の充実や避難施設、 災害時 衛星

> 源を活用したカーボンニュートラルの実現 環道路等の整備を推進すること。 措置を拡充すること。 及び送電網の強化等の利活用に対する支援 力及び地熱等の再生可能エネルギーの導入 に向け、バイオマス、風力、太陽光、 半島地域の豊かな自然環境や農山村資

びECサイト等を活用した販売促進、 分に提供できる体制を構築すること。 が深刻化していることから、地域医療が十 指導、調査研究に対する支援を強力に推進 6.産婦人科医や救急救命医等の医師不足 半島地域における地域特産物の開発及

めの官民連携体制構築実証事業」について は継続すること。 特に、「半島の食のブランド化推進のた

29 離島地域の振興

等の保全、 全等に重要な役割を担っている。 離島は、 海洋資源の利用、自然環境の保 我が国の領域・排他的経済水域

近年、離島の定住環境は著しく悪化してき て厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な ているのが現状である。 減便、医療従事者等の不足等もあいまって 流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止 一方、離島を取り巻く諸条件は依然とし

う、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。 民が安心安全に住み続けることができるよ このため、離島の自立的発展の促進や鳥 よって、 国は次の事項を実現すること。

携帯電話等の整備を推進すること。 半島振興及び災害対策上重要な半島循 事業計画に基づく事業等の実施に支障が生 特に、「離島活性化交付金」については、 離島振興関係予算の所要額を確保する

小水 本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、 事業費が割高になることや、受益面積に限 じることのないよう所要額を確保するととも また、各種補助事業の採択に当たっては、 、弾力的な活用が図られるものとすること。

すること。

検討すること。

を追加するなど、採択要件の緩和措置等を

人国境離島地域の実情を反映した評価項目

りがあるなどの課題が生じているため、

とって欠かせない生命線であることから、 支援の在り方について検討すること。 して必要となる新たな法制の整備を含め 必要な支援を行うとともに、その支援に関 特に、新型コロナウイルス感染症の影響 離島航路・航空路は離島住民の生活に

整備を促進すること。 療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の 制度を早急に確立するとともに、病院・診 トを本土並に低減する方策を講じること。 業に対しても柔軟に支援を行うこと。 等により事前算定後に赤字に転じた航路事 医師等医療従事者の確保、円滑な派遣 離島における全ての移動及び流通コス

- すること。 離島における水不足の解消対策を推進
- 率の嵩上げ措置等を講じるとともに、ごみ が困難な離島の特性を踏まえ、 整備に係る補助事業については、広域処理 処理施設等生活環境施設、再資源化事業者 老朽化した一般廃棄物処理施設等の再 独自の補助

実を図ること。 集団的移転の促進等、 備蓄倉庫等の整備、 備に対する財政支援措置を拡充すること。 を防止するため、国土保全施設、避難施設、 ど厳しい自然条件の下にあることを踏ま 災害を防除し、 離島が四方を海等に囲まれているな 離島における石油製品の供給施設の整 島民が孤立すること 防災のための住居の 総合防災対策の充

整備すること。 度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に 離島特別区域制度については、その制

報

の拡充を図ること。 必要な予算を確保するとともに、対象事業 特別措置法」に基づき創設された「特定有 境離島地域に係る地域社会の維持に関する 10 八国境離島地域社会維持交付金」について、 「国境離島地域の保全及び特定有人国

30

次の事項を実現すること。 権を護るとともに、生活環境の整備、住環 ⑴差別解消のために制定された以下の3法 境整備等の物的事業を改善するため、 に基づき、人権教育及び人権啓発に関する 人権擁護の推進 国は

1 「障害を理由とする差別の解消の推進に

人権擁護の推進

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人

実施する相談体制の強化、教育の充実、 発活動の取組を円滑に実施できるよう、 施策をより一層推進するとともに、町村が

政措置の充実を図ること。

関する法律」(障害者差別解消法)

- 動の解消に向けた取組の推進に関する法 律」(ヘイトスピーチ解消法) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言
- (部落差別解消推進法) ③「部落差別の解消の推進に関する法律」

の防止 2. 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害 ため、 ②インターネット上の人権侵害を防止する 実効性のある対策を講じること。

層の徹底を図ること。 籍謄本等の厳正な取扱いについて、より を踏まえ、職務上請求書の適正使用及び戸 ため、関係団体に対し、改正戸籍法の趣旨 ①戸籍謄本等の不正取得の防止を強化する

職務上請求の在り方や不正取得した場合の しを検討すること。 罰則を強化するなど、制度の抜本的な見直

とともに、それに伴う財政措置など実効件 ③戸籍謄本等が第三者から請求・取得され すること。 た場合の本人通知制度を早期に法制化する 的に実施されるようガイドラインを策定

地域改善対策の推進

ある措置を講じること。

3

充実を図ること。 (2)隣保館整備費や運営費に係る財政措置の るよう、適切な措置を講じること。 に移行した事業を引き続き円滑に実施でき 「地対財特法」の失効に伴い、一般対策

啓 財

助成事業については、その内容を充実する (3)住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進

②戸籍謄本等の不正取得防止の観点から、 また、監督官庁による懲戒等の処分が統



機体から発せられる轟音により

住民生活

報

米軍が日本において行う低空飛行訓

休日昼夜を問わず断続的に実施され

は

を講じること。 4公営住宅家賃について、 完了まで実施すること。 とともに、係る財源は国の負担とし、

特別な緩和措置

⑤地域改善対策事業等によって建設、 て緩和すること。 執行の適正化に関する法律」 際に支障となる)た各種施設を町村が地域に譲渡等をする 「補助金等にかかる予算の の規制につい

> は は

31 ついて 米軍機による低空飛行訓 練に

されることがないよう、適切に対応すること。 に大きな支障が生じている。 行訓練が関係自治体の意向を無視して実施 国は、 的確な情報提供を行うとともに、 その責務として、事態を正確に把 飛

また、

日本人拉致問題については、

発生

32 北方領土の早期返還

る念願である により一日も早く、 よって、 国は強力な外交交渉を行うこと その実現を図ること。

全

返還を実現することは、

国民の多年にわた

方四島は、我が国固有の領土であり、

歯舞群島.

色丹島、

国後島、

択捉島の北

られている。

族の高齢化が進む中で、 から既に40年以上が経過し、

早急な解決が求め

被害者及び家

33 竹島の領土権の確立

に強力な外交交渉を行うこと。 全操業が速やかに実現できるよう、 -期に確立し、 我が国固有の領土である竹島の領土権を 周辺海域における漁業の安 国は更

国と、

拉致問題の早急な全面解決のために

的な啓発活動を行うこと。

民の関心が風化することのないよう、

積極

最大限努力するとともに、

拉致問題への

報啓発活動を充実強化すること。 また、 国の啓発施設の建設等により、

広

償還

34 尖閣諸島海域における領海

制の強化を図り、 域における領海侵犯に対し、 置を講じるとともに、 つ安全に操業・航行できるよう、 をとること。 尖閣諸島が我が国固有の領土であること その周辺海域において、 歴史的にも国際法上も明白である。 我が国の漁業者が自由か 尖閣諸島及び周辺海 毅然たる態度 監視·警備体 適切な措 玉

国民保護・ 安全対策等の推進

35

と恐怖を与えている。 する重大な脅威であり ミサイルの発射は、 北朝鮮による我が国上空を通過する弾道 我が国の安全保障に対 国民に多大な不安

効性のある対策を講じること。 かりやすい避難行動の周知など国民の 射時における適切な情報伝達、 然とした姿勢で臨むとともに、ミサイル よって、 国は、 安心を守るために必要な、 北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し、 国は次の事項を実現すること。 拉致被害者全員の一 一刻も早 具体的でわ あらゆる実 毅

地方公共団体金融機構

~金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く~

地方公共団体金融機構(JFM)は、全ての地方公共団体の 出資による地方債資金共同調達機関です。

地方公共団体に長期・低利の資金を 提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししてい ます。このための財源として、公営競技納付金を活用していま す。※機構特別利率対象事業(令和5年10月時点)

「より良い資金調達・資金運用」の お手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修(出前講座、宿泊型研修、入門研修 等)を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファ イナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債を ご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。 多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応 じた様々な年限の FLIP 債などをご購入いただいております。※令和5年10月時点

信券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調・選計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要 因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。 >>>

https://www.jfm.go.jp









和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、 会議室・宴会場のほかに、 ふたつのレストランもございます。 お気軽にお立ち寄りください。



ペルラン さいから



レストラン「ペルラン」

和食処「さいかち」

最高裁判所 •

高速道路公団



SINGLE シングル ROOM 119室



ダブル DOUBLE ROOM 12室







ツイン

和室もございますのでお問い合わせください。 ※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

■ご予約・お問い合わせ

全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03 (3581) 0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 ホームページアドレス https://www.zck.or.jp/kaikan

●全国町村会館へのアクセス

TWIN

- ·有楽町線·半蔵門線·南北線「永田町駅」 3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分





砂防会館

